令和6年度 第1回 名古屋市公共事業評価監視委員懇談会

日時：令和6年10月22日（火）午後1時30分～
場所：中土木事務所　技術研修室

次　第

1　開会

2　名古屋市あいさつ（緑政土木局企画経理課長）

3　座長の選出

4　令和6年度懇談会運営について

5　評価対象計画・事業の概要説明

6　現地視察

目次

◆ 配席表 …… 1

◆ 委員名簿 …… 2

◆ 懇談会日程 …… 3

◆ 名古屋市公共事業評価監視委員懇談会開催要綱 …… 4

◆ 名古屋市公共事業評価監視委員懇談会（概要図） …… 6

◆ 社会資本整備総合交付金について …… 7

◆ 社会資本総合整備計画・都市再生整備計画　事後評価の概要 …… 8

◆ 国土交通省所管公共事業　再評価の概要 …… 9

◆ 国土交通省所管公共事業　事後評価の概要 …… 10

◆ 評価対象計画・事業一覧 …… 11

◈ 評価事業１　中村地区都市再生整備計画（都市構造再編集中支援事業）（スポーツ市民局） …… 17

◈ 評価事業２　栄・伏見・大須地区（第2期）都市再生整備計画（まちなかウォーカブル推進事業）（住宅都市局） …… 27

◈ 評価事業３　中川運河にぎわいゾーン地区都市再生整備計画（まちなかウォーカブル推進事業）（住宅都市局） …… 41

◈ 評価事業４　名古屋都市圏の活力を高め広域交流を支える道路ネットワークの整備（緑政土木局） …… 55

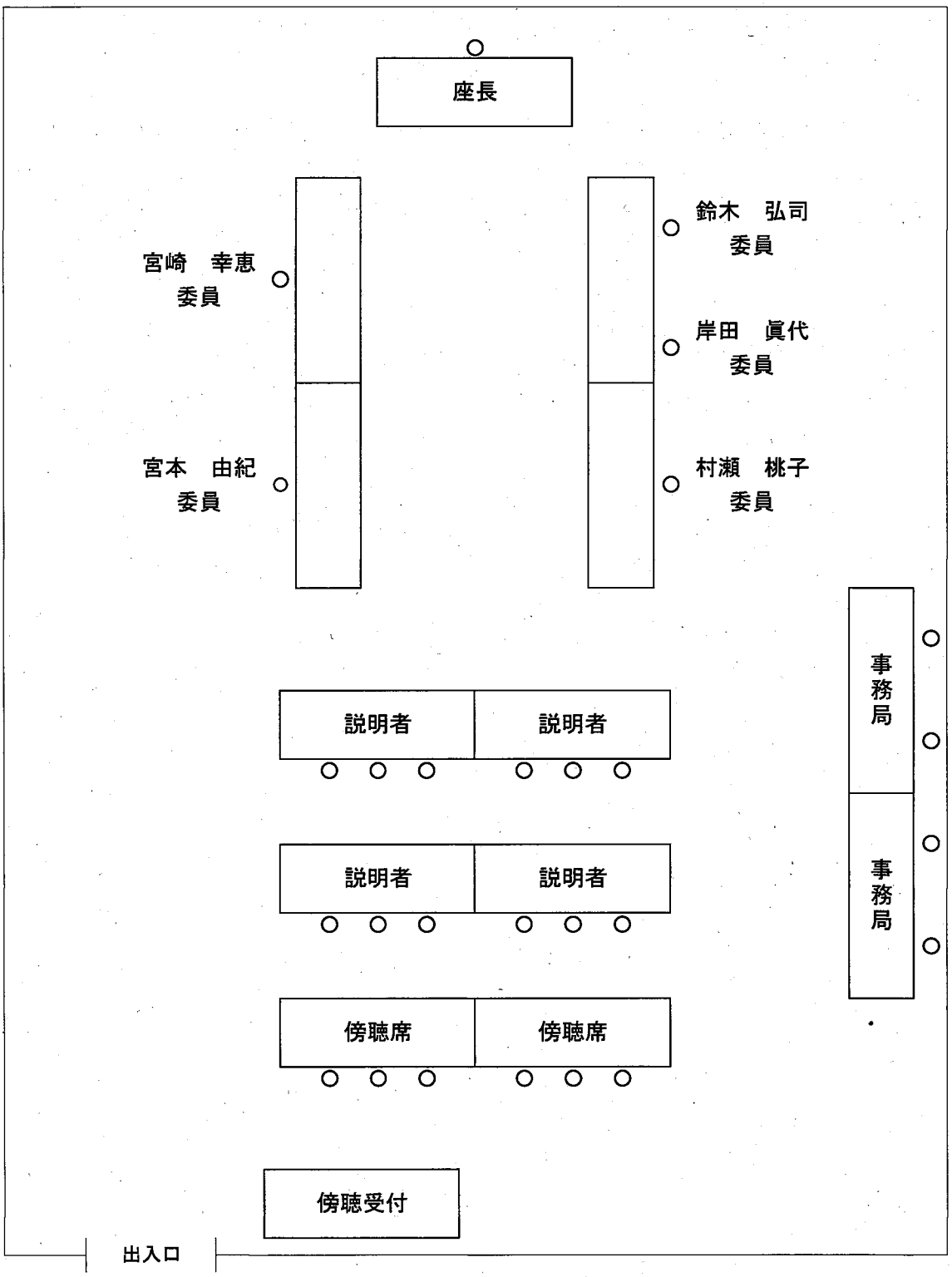
◈ 評価事業５　地域居住機能再生推進事業（住宅都市局） …… 69

◈ 評価事業６　堀川事業間連携河川事業（緑政土木局） …… 77

◆ 事業における問い合わせ先 …… 85

配席表

日時：令和6年10月22日（火）　午後1時30分～
場所：中土木事務所　技術研修室



令和6年度 名古屋市公共事業評価監視委員懇談会 委員名簿

岸田パートナーシップ研究所長	岸田　眞代
名古屋工業大学 教授	鈴木　弘司
東海学園大学名誉教授	宮崎　幸恵
名城大学　教授	宮本　由紀
ひのき綜合法律事務所　弁護士	村瀬　桃子

（50音順、敬称略）

令和6年度名古屋市公共事業評価監視委員懇談会　日程

○第1回懇談会
日　　時　　令和6年10月22日（火）13時30分～
場　　所　　中土木事務所　技術研修室
議　　題　　懇談会運営、評価対象計画・事業の概要説明及び現地視察

○第2回懇談会
日　　時　　令和6年11月5日（火）13時30分～
場　　所　　名古屋市役所　西庁舎12階　西12E会議室
議　　題　　事後評価等の確認

○第3回懇談会
日　　時　　令和6年11月19日（火）13時30分～
場　　所　　名古屋市役所　西庁舎12階　西12C会議室
議　　題　　事後評価等の確認

○予備日
日　　時　　令和6年11月21日（木）13時30分～
場　　所　　名古屋市役所　西庁舎6階　緑政土木局会議室

名古屋市公共事業評価監視委員懇談会開催要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市が実施する公共事業のうち、国土交通省が定める「社会資本整備総合交付金交付要綱」の対象となる評価対象事業等（以下「市実施公共事業」という。）について、評価の透明性、客観性及び公正さを確保するため開催される名古屋市公共事業評価監視委員懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定める。

（委員）

第２条　懇談会の委員は、公正な立場から評価できる学識経験者から選任する。

２　委員の任期は、選任の日から当該選任の日に属する年度の末日までとする。

（所掌事務）

第３条　委員は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 市実施公共事業の中間評価及び事後評価に関して提言すること。

(2) 国土交通省により評価の実施が義務づけられている前号以外の事業評価に関して提言すること。

（座長）

第４条　懇談会の座長は、委員の互選により決定する。

２　座長は、懇談会の議事を進行する。

（謝金）

第５条　委員に対して支給する謝金は、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 14 号）別表第 2 に準じて、別に定める。

（懇談会の公開）

第６条　原則として公開とし、議事は公表とする。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（懇談会の庶務）

第７条　懇談会に係る庶務は、緑政土木局企画経理課及び住宅都市局企画経理課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、適宜、緑政土木局企画経理課及び住宅都市局企画経理課が確認の上定める。

附　則

1　この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成13年　1月9日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成14年　7月1日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成16年　4月1日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成19年　5月1日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成20年　4月1日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成23年　7月10日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成26年　4月1日から施行する。

名古屋市公共事業評価監視委員懇談会 概要図

	社会資本整備総合交付金事業 都市再生整備計画関連事業	国土交通省所管公共事業(補助金)
評価実施（市）	**事後評価** **(対象事業)** ・社会資本総合整備計画に係る交付金の交付期間が終了した事業 ・都市再生整備計画に係る交付金の交付期間の終了後又は最終年度を迎えた事業	**再評価・事後評価** **(対象事業)** ・事業採択後5年を経過して未着工 ・事業採択(再評価実施)後5年を経過して継続中 ・事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業等
懇談会	**(目的)** ・市が作成した評価結果をチェックすることで、評価結果の合理性・客観性を担保する **(委員の所掌事務)** ・事後評価の手続き及び計画の目標の達成状況等について、その妥当性を確認し、必要に応じて提言 ・今後のまちづくり方策等について必要に応じて提言	**(目的)** ・市の評価手続きを監視し、市が作成した対応方針を確認することで、補助事業の効率性・実施過程の透明性の向上を図る **(委員の所掌事務)** ・事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の投資効果、進捗状況、事業の進捗の見通し、コスト縮減や代替案立案等の可能性等を勘案し、対応方針案の妥当性について確認し、必要に応じて提言
公表・報告（市）	・市は懇談会の意見を最大限尊重しながら、今後のまちづくり方策等について最終判断を行うとともに、公表及び国土交通大臣に報告する ※報告を受けた国土交通大臣は、必要な助言を行うことができる	・市は懇談会の意見を最大限尊重しながら、対応方針等について最終判断を行うとともに、公表及び国に報告する

社会資本整備総合交付金について

1　制度概要

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設された。政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援するもの。

2　交付金を受けるまでの流れ

＜社会資本総合整備計画の作成・提出＞
名称、目標、期間（おおむね３～５年）及び交付対象事業等を記載した「社会資本総合整備計画」を国土交通省に提出

↓

＜内定通知＞
国土交通省から、整備計画ごとに当該年度に交付可能な国費を内定通知

↓

＜交付申請手続き等＞
内定された国費を各交付対象事業に配分し、国土交通省へ申請手続き

3　交付対象事業

(1) 基幹事業

社会資本整備総合交付金事業…社会資本総合整備計画の目標を実現するために実施する基幹的な事業で以下のもの

①道路事業　②港湾事業　③河川事業　④砂防事業　⑤地すべり対策事業
⑥急傾斜地崩壊対策事業　⑦水道・下水道事業　⑧その他総合的な治水事業
⑨海岸事業　⑩都市再生整備計画事業　⑪広域活性化事業
⑫都市公園・緑地等事業　⑬市街地整備事業　⑭都市水環境整備事業
⑮地域住宅計画に基づく事業　⑯住環境整備事業　⑰地域公共交通再構築事業

防災・安全交付金事業…社会資本総合整備計画の目標（命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る）を実現するために実施する基幹的な事業で以下のもの

①道路事業　②港湾事業　③河川事業　④砂防事業　⑤地すべり対策事業
⑥急傾斜地崩壊対策事業　⑦水道・下水道事業　⑧その他総合的な治水事業
⑨海岸事業　⑩都市再生整備計画事業　⑫都市公園・緑地等事業
⑬市街地整備事業　⑭都市水環境整備事業　⑮地域住宅計画に基づく事業
⑯住環境整備事業

(2)　関連事業…社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施

関連社会資本整備事業
効果促進事業
社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本総合整備計画・都市再生整備計画　事後評価の概要

事後評価の目的

○計画の効果及び効率性やその実施過程の透明性の向上を図るために実施

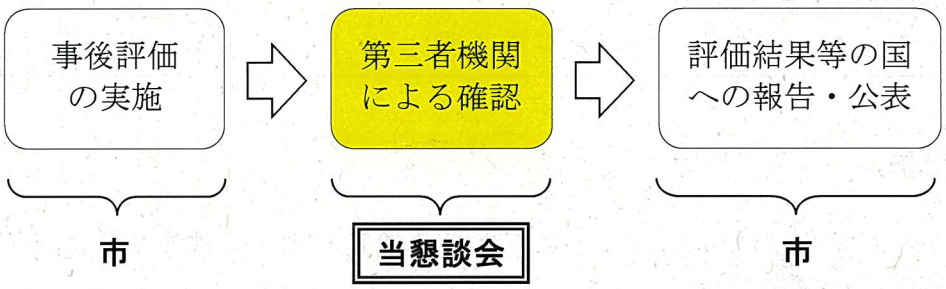
評価対象事業

○交付金の交付期間が終了した事業　等

評価の実施手続

○実施主体　　地方公共団体（名古屋市）

○評価実施の流れ



国土交通省所管公共事業　再評価の概要

補助事業再評価の目的

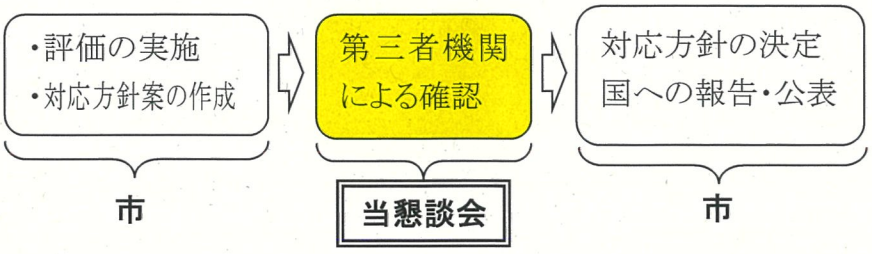
○公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために実施
- 長期未着工、長期継続中の事業について評価を行い、事業の継続について必要に応じてその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には中止する。

評価対象事業

(1)事業採択後5年経過して未着工の事業
(2)事業採択後5年経過して継続中の事業
(3)準備・計画段階で一定期間が経過している事業
ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る
①高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの
②実施計画調査費を予算化したダム事業
(4)再評価実施後5年を経過した時点で継続中又は未着工の事業
(5)社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

評価の実施手続

○実施主体　地方公共団体(名古屋市)
○評価実施の流れ



国土交通省所管公共事業　事後評価の概要

補助事業事後評価の目的

○公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために実施

・事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映する。

評価対象事業

(1)事業完了後一定期間が経過した事業

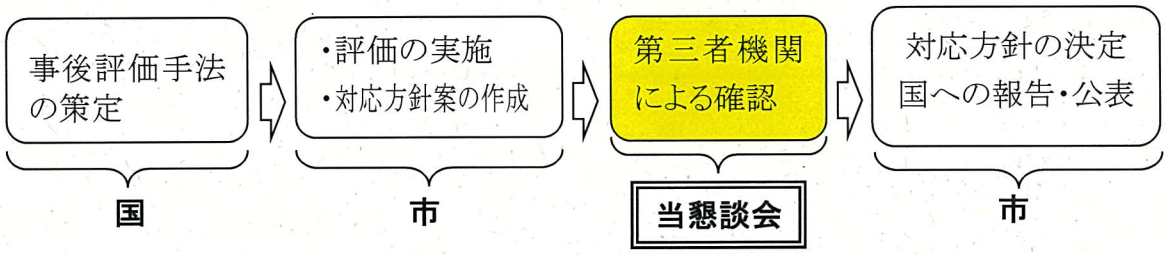
「一定期間」とは事業の特性を踏まえ、「5年以内」とする。

(2)審議結果を踏まえ改めて事後評価を行う必要があると判断された事業

評価の実施手続

○実施主体　地方公共団体(名古屋市)

○評価実施の流れ



令和6年度公共事業評価監視委員懇談会　対象事業

社会資本整備総合交付金事業

通番	基幹事業	計画名	所管課	頁
1	道路	名古屋都市圏の活力を高め広域交流を支える道路ネットワークの整備	緑政土木局 道路建設課	55

都市再生整備計画関連事業

通番	基幹事業	計画名	所管課	頁
1		中村地区都市再生整備計画 （都市構造再編集中支援事業）	スポーツ市民局 区政課	17
2		栄・伏見・大須地区（第２期）都市再生整備計画 （まちなかウォーカブル推進事業）	住宅都市局 都心まちづくり課	27
3		中川運河にぎわいゾーン地区都市再生整備計画 （まちなかウォーカブル推進事業）	住宅都市局 名港開発振興課	41

国土交通省所管公共事業

通番	基幹事業	事業名	計画所管課	頁
1		地域居住機能再生推進事業	住宅都市局 住宅整備課	69
2		堀川事業間連携河川事業	緑政土木局 河川工務課	77

評価事業１～３

中村地区都市再生整備計画
（都市構造再編集中支援事業）

栄・伏見・大須地区（第２期）都市再生整備計画
（まちなかウォーカブル推進事業）

中川運河にぎわいゾーン地区都市再生整備計画
（まちなかウォーカブル推進事業）

都市再生整備計画事後評価の概要

都市再生整備計画の事後評価の目的

○公共事業がもたらした成果等を客観的に診断し、成否の要因を分析して、今後のまちづくりを適切な方向に導くとともに、これらを住民にわかりやすく説明する。

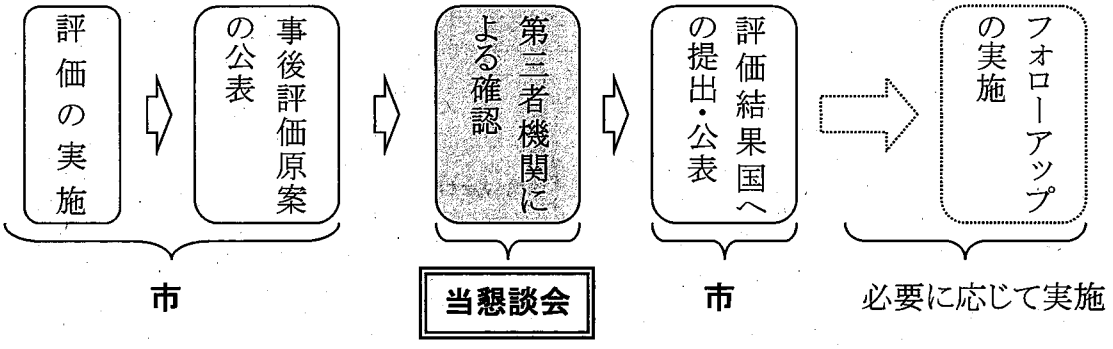
評価対象事業

○都市再生整備計画に係る交付金の交付期間の終了後又は最終年度を迎えた事業。

評価の実施手続

○実施主体　市町村(名古屋市)

○評価実施の流れ



(懇談会の目的)

○名古屋市が作成した評価結果を第三者(懇談会)がチェックすることで、評価結果の合理性・客観性を担保する。

確認の内容

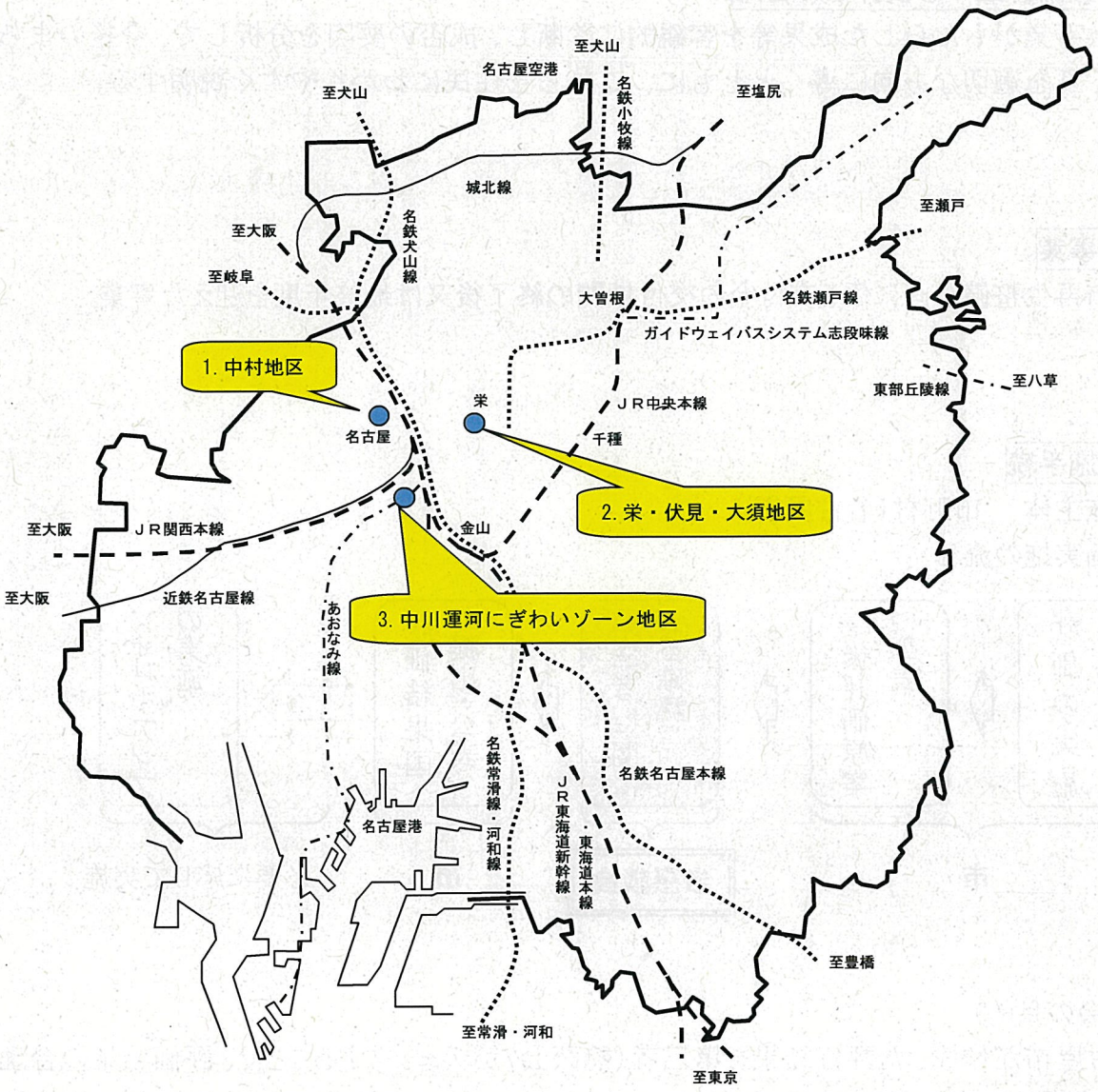
① 事後評価の手続き等に係る確認

・事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標の達成状況等についてその妥当性を確認。不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は、提言する。

② 今後のまちづくり方策等に係る確認

・今後のまちづくり方策等の内容の妥当性について確認。不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は、提言する。

対象事業位置図


至犬山
名古屋空港
至犬山
名鉄小牧線
至塩尻
城北線
至瀬戸
至大阪
名鉄犬山線
至岐阜
大曽根
名鉄瀬戸線
ガイドウェイバスシステム志段味線
1. 中村地区
東部丘陵線
至八草
栄
名古屋
ＪＲ中央本線
千種
2. 栄・伏見・大須地区
至大阪
ＪＲ関西本線
金山
至大阪
近鉄名古屋線
3. 中川運河にぎわいゾーン地区
あおなみ線
名鉄常滑線・河和線
名鉄名古屋本線
名古屋港
ＪＲ東海道新幹線・東海道本線
至豊橋
至常滑・河和
至東京

都市再生整備計画関連事業の概要

１．都市再生整備計画関連事業の支援制度変遷

都市再生整備計画を活用したまちづくりは、平成 14 年に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」に端を発した三位一体の改革の流れの中で、「まちづくり総合支援事業」の主旨を引き継ぎ、新たに住宅事業や市町村提案事業等を盛り込んだ地区一括採択事業として平成 16 年度に創設された。令和２年度には、コンパクトな都市構造への再編を図るため、都市再生整備計画事業のうち立地適正化計画に基づく事業を個別支援制度化し、『都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）』が創設され、都市再生特別措置法の改正により、都市再生整備計画に官民一体で「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組むエリアを設定し、民間事業者などが市町村と一体となって事業を行う『まちなかウォーカブル推進事業』が創設された。

令和２年度より『都市構造再編集中支援事業』又は『まちなかウォーカブル推進事業』にて事業を実施している。

２．都市再生整備計画関連事業の概要

○都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画を作成する。

都市再生整備計画イメージ



○交付金の交付

作成した都市再生整備計画が「都市再生基本方針」に適合していると国が判断した場合、年度毎に地区単位で交付される。

○事後評価の実施

市町村は交付期間終了時に目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、結果を公表する。

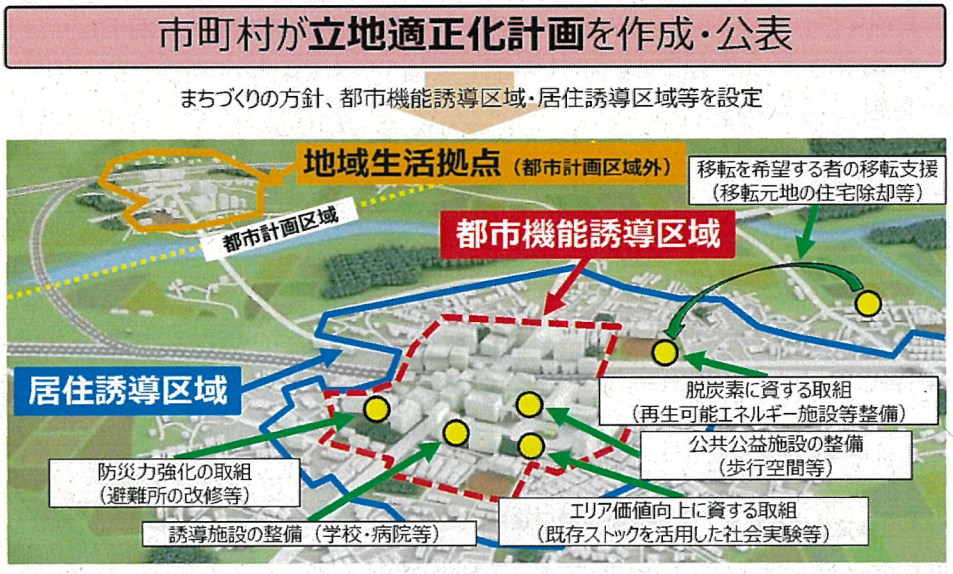
３．計画期間　　おおむね３～５年

４．都市構造再編集中支援事業（個別補助金）について

【目的】

「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し、「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」を対象に集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする。

都市構造再編集中支援事業イメージ



【交付対象】

都市再生整備計画に記載の以下の事業に対して交付金が交付される。

・基幹事業　道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、テレワーク拠点施設等）、土地区画整理事業　等

・提案事業　事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）　等

【交付率】都市構造再編集中支援事業費補助（個別補助）

・地方公共団体（名古屋市）

都市機能誘導区域内等：５０％　、　居住誘導区域内等：４５％

５．まちなかウォーカブル推進事業（社会資本整備総合交付金）について

【目的】

車中心から人中心の空間に転換を図り、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として「滞在快適性等向上区域」を定め、市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの推進を図ることを目的とする。

まちなかウォーカブル推進事業イメージ



【交付対象】

都市再生整備計画に記載の以下の事業に対して交付金が交付される。

・基幹事業　道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、滞在環境整備事業　等

・提案事業　事業活用調査、まちづくり活動推進事業　等

【交付率】

・市町村（名古屋市）　　社会資本整備総合交付金：５０％

・民間事業者等　　都市再生推進事業費補助：５０％

評価事業１

中村地区都市再生整備計画
（都市構造再編集中支援事業）

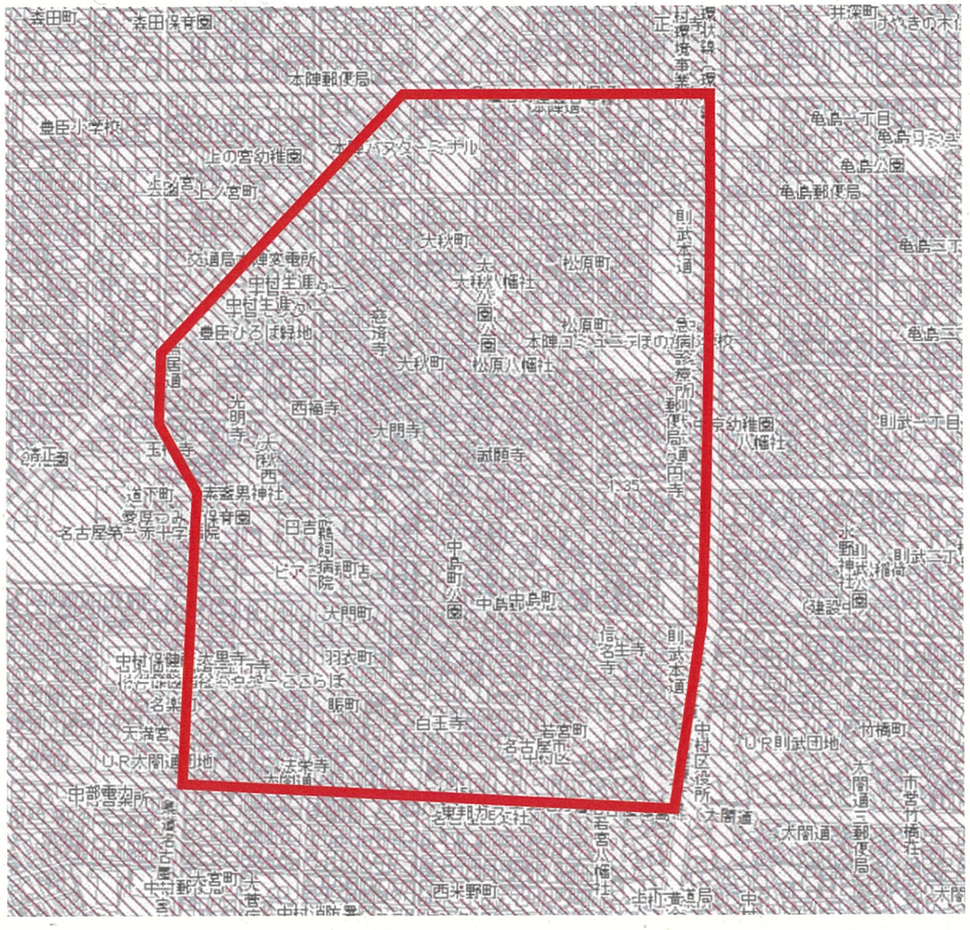
（スポーツ市民局）

中村地区
都市再生整備計画

1．中村地区の特徴及び課題

市域図





■地区の特徴

・中村地区は名古屋駅の西側に広がる既成市街地で、都市インフラはおおむね整備されており、新旧の住宅が混在立地している。
・名古屋駅に程近く、リニア中央新幹線の開業により利便性が飛躍的に高まる見込みで、当地区では近年地価が急騰している。

■地区が抱える課題

・区役所の老朽化・狭隘化、公共施設が分散立地している。
・小学校の統廃合により公共交通利便性の高い未活用地がある一方、都市公園の不足などが課題となっている地区
・中村区の人口は、昭和40年ごろをピークとして減少し続けており、高齢化も進んでいるため、人口減少と高齢化への対策が必要。
・中村地区を含む名古屋市西部は地盤が弱く標高も低いため、南海トラフ大地震や水害等による被害が懸念されている。

■課題解決のための目標

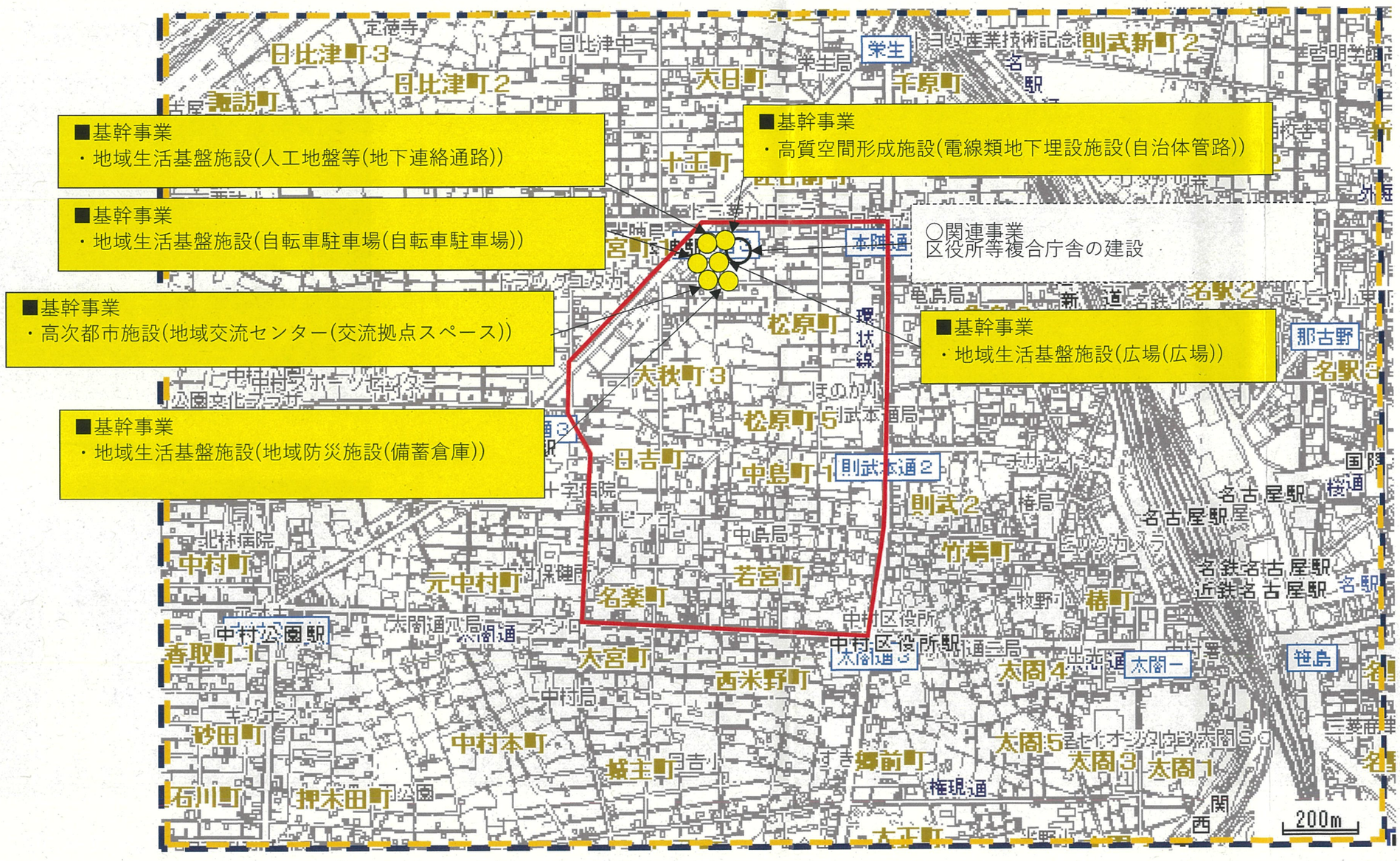
・公共交通利便性の高い用地に、公共施設等を再編・集約立地することにより、コンパクトシティーの形成を図る。
・公共用地を活用し広場や住民の交流拠点機能を設けることにより、多世代にわたり地域コミュニティの活性化を図る。
・災害時において避難場所、避難所及び福祉避難スペースとして活用できる機能を設け、災害に強い都市づくりを目指す。

２．目標と指標、事業の関係

目標　　人口減少社会・少子高齢等の地区が保有する課題に対して、利便性の高い場所に市民交流拠点を形成することにより、
　　地域コミュニティの活性化をはかり、持続性のあるまちづくりを目指す。
計画期間　令和２年度～令和６年度

成果目標	目標を定量化する指標	成果目標・指標設定の考え方	従前値（基準年度）	目標値（令和6年）	実施事業
公共交通利便性の高い用地に、公共施設等を再編・集約立地することにより、コンパクトシティーの形成を図る。	公共交通機関利用率	施設の集約立地・駅接続性の改善による公共交通機関利用者の増加を示す。（来庁時地下鉄・バス利用者率）	14.40% (H28)	20.00% (R06)	・高次都市施設(地域交流センター(交流拠点スペース)) ・地域生活基盤施設(広場(広場)) ・地域生活基盤施設(地域防災施設(備蓄倉庫)) ・高質空間形成施設(電線類地下埋設施設(自治体管路)) ・地域生活基盤施設(人工地盤等(地下連絡通路)) ・地域生活基盤施設(自転車駐車場(自転車駐車場))
公共用地を活用し広場や住民の交流拠点機能を設けることにより、多世代にわたり地域コミュニティの活性化を図る。	施設利用グループ数	広場や交流拠点機能の整備によるコミュニティ活性化を測る。	7グループ (R01)	10グループ (R06)	
災害時において避難場所、避難所及び福祉避難スペースとして活用できる機能を設け、災害に強い都市づくりを目指す。	年1回の自主防災訓練への参加者数	避難場所や避難所の整備による防災意識の変化を測る。	150人 (H30)	180人 (R06)	

3．事業概要（交付対象事業）



4．主な整備結果

■地域交流センター・地域防災施設（備蓄倉庫）・広場・電線類地下埋設施設

中村区役所庁舎内



旧本陣小学校跡地



多目的広場の整備を実施



地域交流センターの
整備を実施



地域防災施設（備蓄倉庫）の
整備を実施

中村区役所庁舎周辺





無電柱化整備を実施

目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	愛知県	市町村名	名古屋市	地区名	中村地区	面積	77.8 ha

計画期間	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	交付期間	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度

目標

区役所等複合庁舎建設を契機に、人口減少社会・少子高齢等の地区が保有する課題に対して、利便性の高い場所に市民交流拠点を形成することにより、地域コミュニティの活性化をはかり、持続性のあるまちづくりを目指す。
○区内で利便性の高い区域に位置し、交通の結節点である地下鉄駅本陣駅直近の小学校跡地に公共施設等を再編・集約立地することにより、コンパクトシティーの形成を図る。
○公共用地を活用し広場や住民の交流拠点機能を設けることにより、多世代にわたり地域コミュニティの活性化を図る。
○災害時において避難場所、避難所及び福祉避難スペースとして活用できる機能を設け、災害に強い都市づくりを目指す。

目標設定の根拠

都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の考え方を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針)
本市では、市設建築物再編整備の方針により、老朽施設の建て替えに当たっては周辺のその他施設を集約化または複合化による整備を基本とし、利便性の高い立地を選択するなど、将来のまちづくりを見据えた施設の再配置を取り組み方針として掲げている。そこでは、これまでの公共建築のあり方を見直し、土地の高度利用、それにより生み出された余剰地活用、また、本市の都市構造の考え方である集約連携型都市構造をふまえ、駅そば生活圏に置ける都市機能のさらなる強化などを図っていく考えである。

まちづくりの経緯及び現況
○中村地区は名古屋駅およびその西側に広がる既成市街地で、都市インフラはおおむね整備されており、新旧の住宅が混在立地している。
○本地区を含む中村区は名古屋市の交通の中心である名古屋駅を含み、リニア中央新幹線の開業により利便性が飛躍的に高まる見込みで、名古屋駅周辺では近年地価が急騰している。
○中村区の人口は、昭和40年ごろをピークとして減少し続けており(昭和40年国勢調査 199,685人→平成27年国勢調査 133,206人)、高齢化も進んでいる(昭和60年国勢調査 11.7%→平成27年国勢調査 27.4%)。人口減少と高齢化への対策が課題となっている。
○中村地区を含む名古屋市西部は地盤が弱く標高も低いため、南海トラフ大地震や水害等による被害が懸念されている。
○少子化に端を発する三つの小学校のほのか小への統廃合により公共交通利便性の高い未活用地(旧本陣小、旧亀島小)がある一方、区役所の老朽化・狭隘化、公共施設の分散立地、都市公園の不足などが課題となっている地区である。
○現在の中村区役所は中村区の東に位置しており、また中村区を東西に横断する地下鉄東山線からのアクセス性が良くないため、東山線の中村区内中央に位置する本陣駅の直近の旧本陣小跡地に区民に身近な区役所、保健所、土木事務所、市税事務所を集約立地することにより公共施設の利便性を向上させ、高齢者から子どもまで区民に優しいまちづくりを目指している。

課題
○中村区役所、保健所、土木事務所、市税事務所の交通施設(地下鉄・バスターミナル)近くへの集約立地及び交通施設との接続改善による利便性の向上
○高齢化の著しい地域に必要とされる地域コミュニティ拠点及び地域のニーズに応じた民間施設等の導入
○名古屋市版公共施設等総合管理計画「市設建築物再編整備の方針」のモデル事業としての施設集約・用地活用の実践

将来ビジョン(中長期)
公共施設の利便性向上及び地域に不足する機能の導入等により、地域コミュニティの活性化と持続性のあるまちの形成を図る
○「名古屋市総合計画2018」に災害に強いまちづくり、地域防災力の向上、公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくり、歴史・文化に根ざした魅力の尊重、市民サービスの向上、保有資産の有効活用等が記載されている。
○「区のあり方基本方針」に市民にとって利用しやすい調査の計画的整備、中村区役所の改築が記載されている。
○「市設建築物再編整備の方針」に集約化・複合化の促進、将来のまちづくりを見据えた施設の再配置、民間活力活用の促進等が記載されている。

都市構造再編集中支援事業の計画

都市機能配置の考え方

〇本陣駅周辺には、地区住民が集える規模の公園がないため、旧本陣小跡地に公共施設整備に併せて広場や交流拠点機能の整備を図るとともに、民間施設を導入することにより、地区の高齢者や子育て世代等が健康で快適な生活環境を実現していくことを目指している。同様な状況にある旧亀島小跡地でも、都市公園の整備に加え、地域コミュニティ拠点の更新及び民間施設の導入を進めている。
〇本陣駅周辺の避難場所、避難所等についてはこれまで小学校が役割を担ってきたが、車椅子でも利用できる福祉避難所がなく、災害時における避難に対し地域住民が不安を抱いているため、本陣小学校跡地に地域防災活動拠点である区役所を核として、災害時には避難場所となる広場、地域住民の避難所、福祉避難所となる交流拠点機能を整備することにより、大規模災害の発生時において避難活動の拠点づくりを目指す。
〇災害時における避難施設への物資供給や災害活動の実施に支障がないものとするため、付近緊急輸送道路から敷地周辺道路の無電柱化を進める。

都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方

都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等

目標を定量化する指標

指　標	単 位	定　義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
公共交通機関利用率	%	来庁者アンケート	施設の集約立地・駅接続性の改善による公共交通機関利用者の増加を示す。(来庁時地下鉄・バス利用者率)	14.40%	平成28年度	20.00%	令和6年度
施設利用グループ数	グループ	一か月あたりの施設利用グループ数	広場や交流拠点機能の整備によるコミュニティ活性化のを測る。(利用グループ数の増加＝新しいコミュニティの形成)	7グループ	令和元年度	10グループ	令和6年度
防災訓練参加者数	人	年1回の自主防災訓練への参加者数	避難場所や避難所の整備による防災意識の変化を測る。(防災訓練への参加者増＝災害への備えを意識)	150人	平成30年度	180人	令和6年度

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
◇公共交通機関利便性の高い用地への施設の集約立地と交通利便性の向上を図る ・公共交通機関を使用して来庁する歩行者や車椅子利用者等を支援する施設を施設の周囲に整備する。 ・地下鉄駅との接続性を高め、駅からのバリアフリーでの通路を確保するため、地下連絡通路を整備する。 ・集約した施設と地下鉄駅への交通利便性の向上を図るため、自転車駐輪場を整備する。	■基幹事業 ・地域生活基盤施設（人工地盤等（地下連絡通路）） ・地域生活基盤施設(自転車駐車場（自転車駐車場）)
◇地域住民の集まる場となる交流拠点機能等の整備を図る。 ・地域交流センターとして市民利用に供する交流拠点機能を設置する。 ・地域の交流拠点となる広場の整備を図る。	■基幹事業 ・高次都市施設（地域交流センター（交流拠点スペース）） ・地域生活基盤施設（広場（広場））
◇防災拠点の整備 ・災害時に地域の避難拠点となる避難所に備蓄倉庫を整備する。 ・避難施設への物資供給、災害活動に支障がないものとするため、周辺道路を無電柱化する。	■基幹事業 ・地域生活基盤施設（地域防災施設（備蓄倉庫）） ・高質空間形成施設（電線類地下埋設施設（自治体管路））

その他

■上位計画等

【名古屋市総合計画2018】

○施策15　災害に強いまちづくりをすすめます
　1　地震に強いまちづくり　施設建築物などの都市基盤施設の耐震化に取り組みます。
　4　避難場所、避難路、緊急輸送道路の確保　都市公園などの整備をすすめます。
○施策16　防災・減災対策をすすめるとともに、地域防災力の向上を支援します
　1　大規模災害対策の推進　大規模災害時に避難所等で必要となる物資の備蓄につとめます。
　3　地域防災力の向上　地域における助け合いや自主的な防災コミュニティの活動などを支援し、地域防災力を高めます。
○施策24　公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくりをすすめます
　2　公共交通の利便性向上　乗り継ぎの利便性向上やより高いサービスの提供につとめ、公共交通機関の利用促進をはかります。
　4　交通結節点などを中心とした地域の活性化　公共交通機関の結節点となる地域などにおいては、さまざまな機能の集積による地域の活性化をはかります。
○歴史・文化に根ざした魅力を大切にします
　2　歴史的資産を活用した名古屋独自の魅力づくり　歴史・文化を身近に感じられるよう、市内の歴史的建造物や町並み、文化財、人々の伝統的な営みの保存・活用をすすめます。
○施策41　市民サービスの向上をすすめます
　1　窓口サービスの改善・拡充　区役所の窓口において、CS（お客様満足度）の向上を図ります
○施策44　公共施設の適切な維持管理、保有資産の有効活用をすすめます
　1　施設の長寿命化と保有資産の有効活用　保有資産の有効活用による一層の財源確保につとめます。

【区のあり方基本方針】

○住民に身近な行政サービスの推進　（2）質の高い行政サービスの提供　③市民にとって利用しやすい庁舎の計画的整備
　老朽化が進んだ区役所については、長寿命化を始めとしたアセットマネジメントの考え方に基づいた庁舎の改修等を計画的に進めます。
　・中村区役所の改築　中村区役所は昭和39年に竣工し、老朽化が進んでいるため、（略）アセットマネジメントの考え方に基づいて、区役所、保健所、土木事務所等の複合化整備を行います。

【市設建築物再編整備の方針】

○再編整備にあたっての取り組み方針　（1）全体的な取り組み方針
　イ施設の再配置　（ア）「機能重視」の視点による施設の集約化・複合化の促進
　施設の更新にあたっては、集約化または複合化による整備を基本にします。類似・重複した機能を統合することにより、保有資産量を削減しても必要なサービスを維持できるよう進めます。
　同上　（ウ）将来のまちづくりを見据えた施設の再配置
　「集約連携型都市構造」を踏まえ、「駅そば生活圏」における都市機能のさらなる強化など、将来のまちづくりとの整合性を図ります。
　ウ施設運営の効率化　（イ）民間活力活用の促進
　公民連携の促進により民間企業等の持つ資金、運営面、ノウハウなど積極的な活用（PPP、PFI等）に努めます。
　土地の高度利用を図るため、民間施設との複合化などを検討します。

■平成28年度に区役所改築についてのワークショップを開催
H28,11～H29.2にかけて4回開催し、利用・活用方法、地域活動スペースのイメージ、区役所のコンセプト等を検討

第1回ワークショップ


中村区役所
改築推進委員会
ワークショップ

ニュースレター

第1号（平成28年12月）

中村区役所は昭和39年12月に竣工し、老朽化が進んでいるため、本庁小学校跡地を候補地として改築を検討しています。区役所改築を検討する中で、今年度は中村区のまちづくりと新しい区役所について区民の皆様に考えていただくため、区内地域団体の皆様による「区役所改築推進委員会」を開催するほか、推進委員会よりご推薦いただいた皆様による「ワークショップ」を開催することとしました。ニュースレターでは、ワークショップの結果を随時ご報告します。

コーディネーター（ワークショップの司会・進行）

鈴木賢一教授
（名古屋市立大学　学長補佐・大学院芸術工学研究科建築都市領域）
庁舎・学校・医療施設などの公共施設を中心に、人と建築・まちとのつながりなどについて研究・活動を実践。ワークショップも数多く手がける。

第1回ワークショップを開催しました

11月19日（火）、中村区役所にて第1回ワークショップが開催されました。「新しい区役所についての夢や想いを語ろう」というテーマのもと、5つのグループに分かれて話し合いを行いました。

～ワークショップ参加者の声～

◆グループワーク：こんな区役所になるといいな！

ステップ1　中村区の「◎いいところ」「△イマイチなところ」は？

交通の便・立地
◎名駅に近く交通の便がいい
→△駅の東西で見渡の仕方が違う
◎地下鉄が多く通っている
◎リニアが開通する
→△区には恩恵がないのでは？

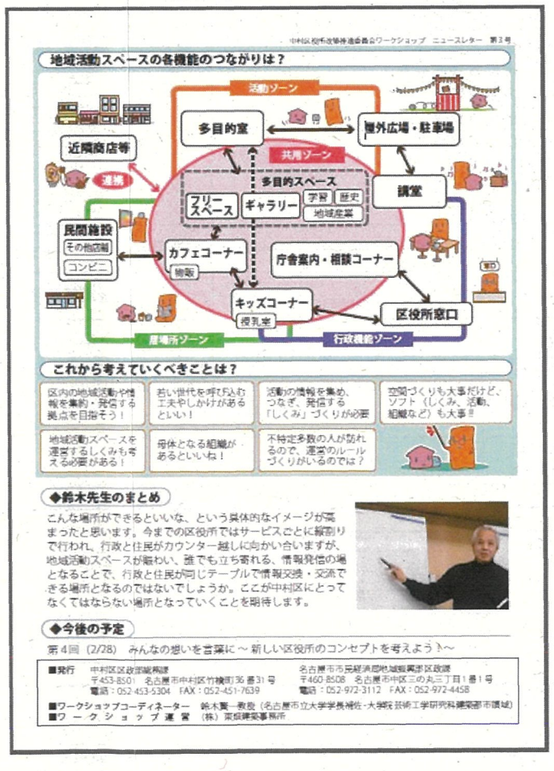
少子高齢化
◎子どもが少ないけど園の見え名園児が増えている
△高齢者が多く、若者が区外へ流出している
△学区ごとに人口バランスが違う

歴史性
◎香吉、清正などの歴史がある
◎昔ながら街並み、史跡、建物
→△PRできるところが、少ない

コミュニティ
◎下町の人情・団結力・気楽さ
→△人付き合いのしがらみ
△新旧住民の交流が少ない
△単身者が多く地域に乏しい
◎地域行事が活発
→△担い手が減少し行事が衰退
△コミュニティの継承者不足

生活環境
◎平地で移動がしやすい
→△冠水、防災対策が不十分
△通過が多い、事故が多い
△大きなイベントをやる場所が少ない
◎適度に公園・緑がある
→△公園・緑が少ない
◎静かで住みやすい
→△まちが汚い・暗い
◎適度に商店がある
→△商店街が衰退している
△将来の中村区のビジョンが見えない

第3回ワークショップ


地域活動スペースの各機能のつながりは？

活動ゾーン
多目的室
屋外広場・駐車場
近隣商店等
連絡
共用ゾーン
多目的スペース
フリースペース
ギャラリー
学習
歴史
地域産業
講堂
民間施設
その他施設
コンビニ
カフェコーナー
喫茶
庁舎案内・相談コーナー
キッズコーナー
授乳室
区役所窓口
産業活ゾーン
行政機能ゾーン

これから考えていくべきことは？

区内の地域活動や情報を集約・発信する拠点を目指そう！

若い世代を呼び込む工夫やしかけがあるといい！

活動の情報を集め、つなぎ、発信する「しくみ」づくりが必要

空間づくりも大事だけど、ソフト（しくみ、活動、組織など）も大事！

地域活動スペースを運営するしくみも考える必要がある！

母体となる組織があるといいね！

不特定多数の人が訪れるので、運営のルールづくりがいるのでは？

◆鈴木先生のまとめ

こんな場所ができるといいな、という具体的なイメージが高まったと思います。今までの区役所ではサービスごとに縦割りで行われ、行政と住民がカウンター越しに向かい合いますが、地域活動スペースが設われ、誰でも立ち寄れる、情報発信の場となることで、行政と住民が同じテーブルで情報交換・交流できる場所となるのではないでしょうか。ここが中村区にとってなくてはならない場所となっていくことを期待します。

◆今後の予定

第4回（2/28）　みんなの想いを言葉に～新しい区役所のコンセプトを考えよう！～

■発行　中村区区政課編集
〒453-8501　名古屋市中村区竹橋町36番1号
電話：052-453-5304　FAX：052-451-7639
名古屋市市民経済局地域振興部区政課
〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話：052-972-3112　FAX：052-972-4458
■ワークショップコーディネーター　鈴木賢一教授（名古屋市立大学学長補佐・大学院芸術工学研究科建築都市領域）
■ワークショップ運営　（株）栗原建築事務所

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項（都市構造再編集中支援事業）

様式（1）-④-1

交付対象事業費	539.8	交付限度額	256.4	国費率	0.48

（金額の単位は百万円）

基幹事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	（参考）事業期間 開始年度	（参考）事業期間 終了年度	交付期間内事業期間 開始年度	交付期間内事業期間 終了年度	（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費	費用便益比 B／C
道路															－
公園															－
古都保存・緑地保全等事業															
河川															
下水道															
駐車場有効利用システム															
地域生活基盤施設	広場	広場	名古屋市	直	2700㎡	令和2年度	令和5年度	令和4年度	令和4年度	25.6	25.6	25.6		25.6	
	自転車駐車場	自転車駐車場	名古屋市	直	684㎡	令和4年度	令和11年度	令和4年度	令和4年度	300.0	126.6	126.6		126.6	
	地域防災施設	備蓄倉庫	名古屋市	直	38㎡	令和2年度	令和5年度	令和2年度	令和4年度	5.3	5.3	5.3		5.3	
	人工地盤等	地下連絡通路	名古屋市	直	640㎡	令和2年度	令和11年度	令和4年度	令和6年度	3,700.0	171.7	171.7		171.7	
高質空間形成施設	電線類地下埋設施設	自治体管路	名古屋市	直	362m	令和2年度	令和5年度	令和3年度	令和6年度	165.6	165.6	165.6		165.6	
高次都市施設	地域交流センター	交流拠点スペース	名古屋市	直	300㎡	令和2年度	令和5年度	令和2年度	令和4年度	45.0	45.0	45.0		45.0	
	観光交流センター														
	まちおこしセンター														
	子育て世代活動支援センター														
	複合交通センター														
誘導施設	医療施設														
	社会福祉施設														
	教育文化施設														
	子育て支援施設														
既存建造物活用事業															－
土地区画整理事業															
市街地再開発事業															
住宅街区整備事業															
バリアフリー環境整備事業															
優良建築物等整備事業															
住宅市街地総合整備事業															
街なみ環境整備事業															
住宅地区改良事業等															
都心共同住宅供給事業															
公営住宅等整備															
都市再生住宅等整備															
防災街区整備事業															
合計										4,241.5	539.8	539.8	0.0	539.8	…A

統合したB／Cを記入してください

提案事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	（参考）事業期間 開始年度	（参考）事業期間 終了年度	交付期間内事業期間 開始年度	交付期間内事業期間 終了年度	（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
地域創造支援事業														
事業活用調査														
まちづくり活動推進事業														
合計										0	0	0	0	0 …B
													合計(A+B)	539.8

（参考）都市構造再編集中支援事業関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	（いずれかに○）直轄	補助	地方単独	民間単独	事業期間 開始年度	事業期間 終了年度	全体事業費
合計											0

（参考）関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	（いずれかに○）直轄	補助	地方単独	民間単独	事業期間 開始年度	事業期間 終了年度	全体事業費
中村区役所等複合庁舎の建設	旧本陣小学校の複合庁舎化	名古屋市		17600㎡			○		平成30年度	令和4年度	8150.0
合計											8,150.0

評価事業２

栄・伏見・大須地区（第２期）都市再生整備計画
（まちなかウォーカブル推進事業）

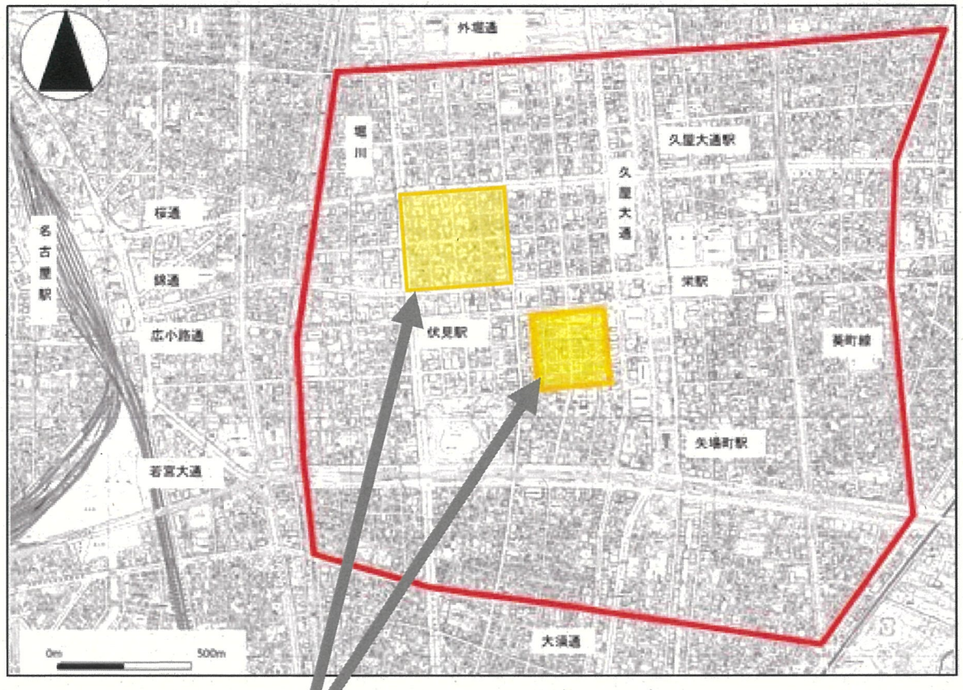
（住宅都市局）

栄・伏見・大須地区（第２期）
都市再生整備計画

１．栄地区の特徴及び課題

市域図





★まちなかウォーカブル区域
歩ける範囲のエリアであって賑わい溢れるまちなかづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域

■地区の特徴

・名古屋の２つの大きな中心核の１つ
・商業機能や娯楽機能が集積している
・地下鉄などの公共交通機関が充実している
・官民連携のまちづくりの機運も高まり、地元による公共空間を活用した社会実験を実施している

■地区が抱える課題

・「地元主体による魅力的なまちづくり」の継続的な実施を実現するための、公共空間を活用しやすい仕組みづくりを確立できていない
・都心への人々の誘因のための地区間の動線強化や地区内移動のための交通サービスなどの対策が不十分
・歩行者優先の環境整備のための放置自転車の問題が深刻であり、対策が不十分

■課題解決のための目標

・豊かな公共空間や公有地を活用した魅力と活力ある都市空間の形成を図る
・まちづくり団体によるエリアマネジメントを促進し、にぎわいづくりや個性豊かなまちづくりをめざす
・交通サービスの充実により回遊性を高めることで、面的に魅力が広がるまちづくりをめざす

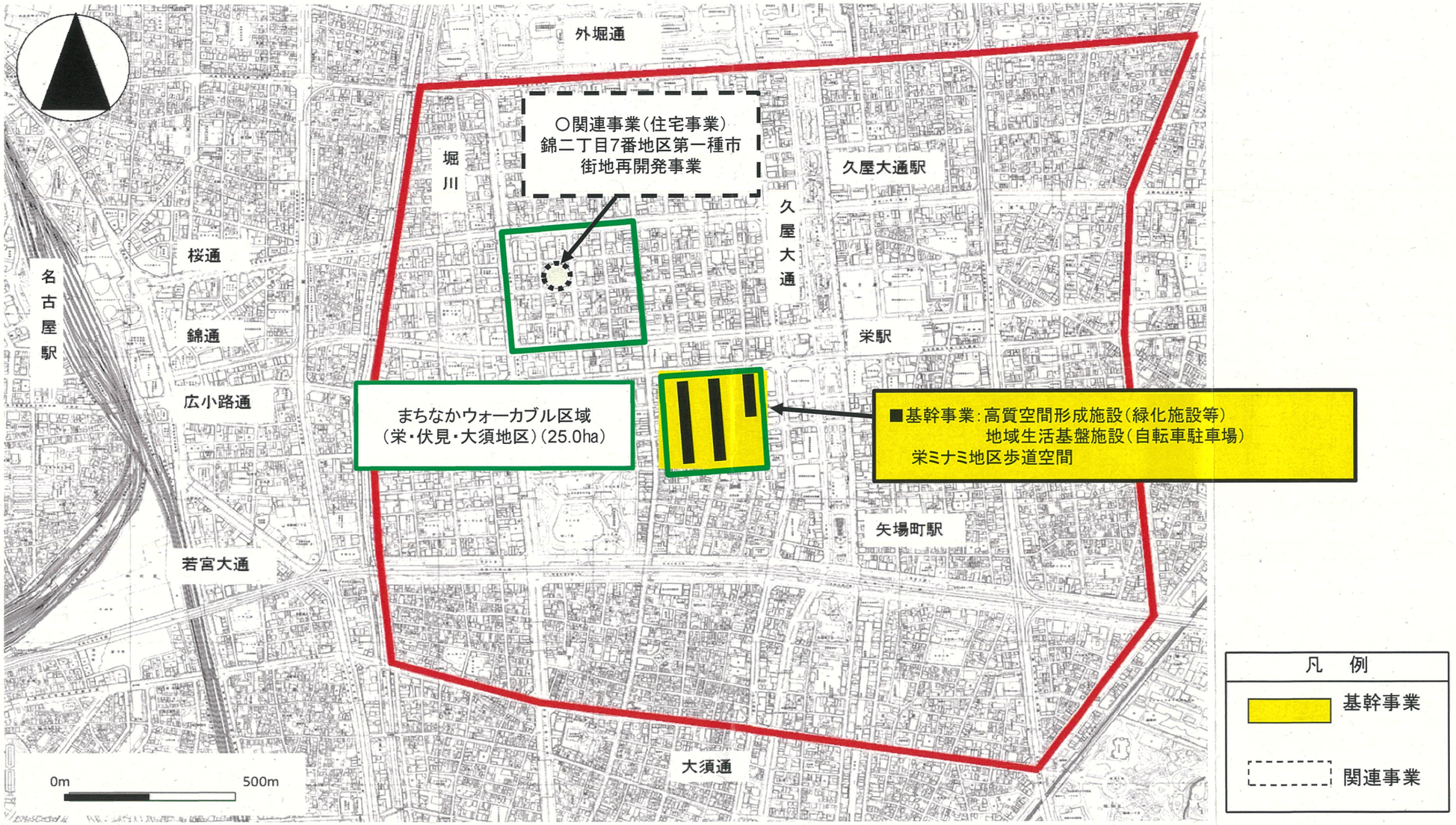
２．目標と指標、事業の関係

目標　　にぎわいの創出や回遊性と都市機能の相乗的効果による中心市街地の形成
計画期間　令和３年度～令和６年度

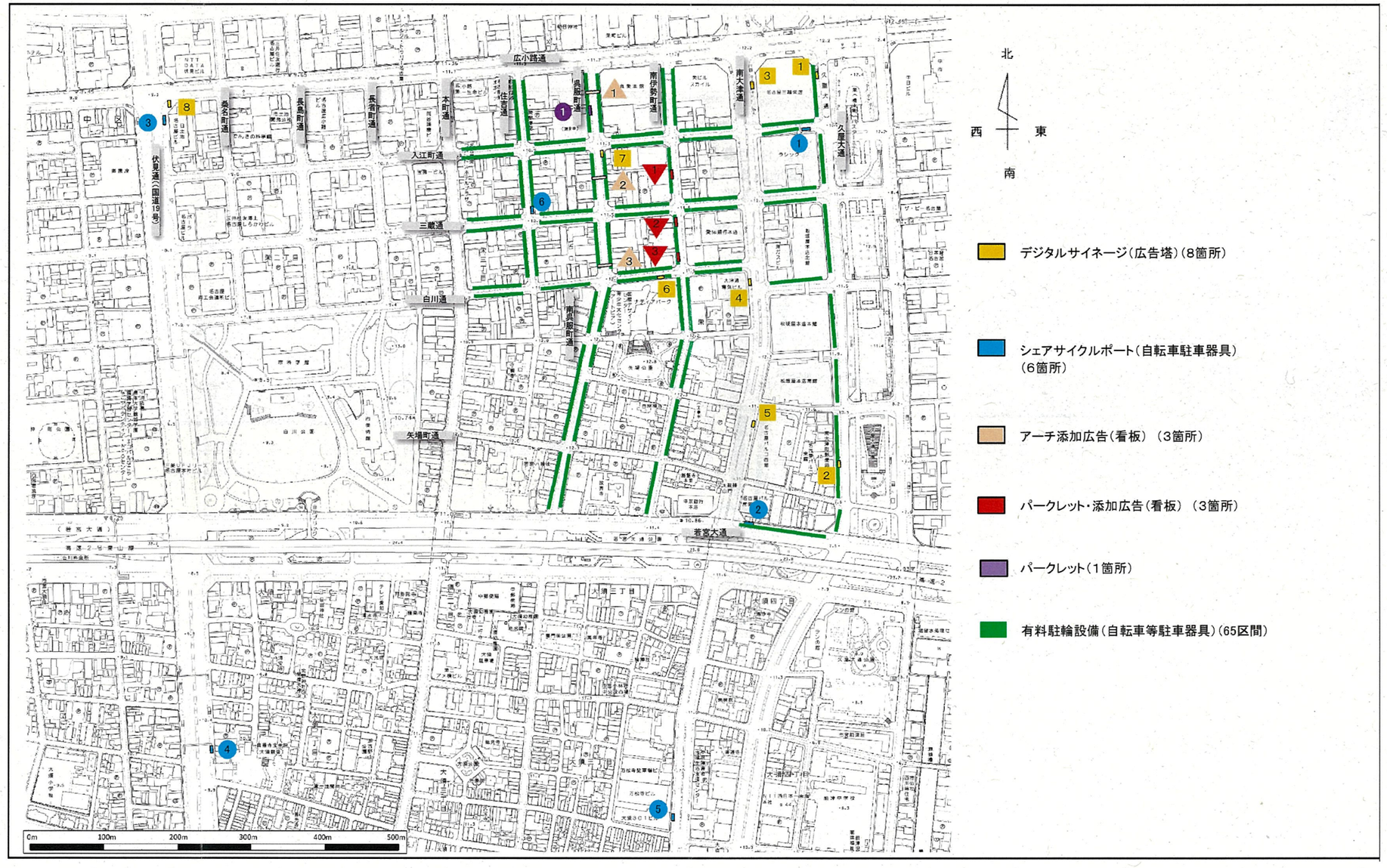
成果目標	目標を定量化する指標	成果目標・指標設定の考え方	従前値（基準年度）	目標値（令和6年）	実施事業 ●：基幹事業（官） ◎：官民連携まちづくり事業（民）
豊かな公共空間や公有地を活用した魅力と活力ある都市空間の形成	歩行者通行量（休日）	官民連携の施策により、賑わいが創出され地区内の歩行者が増加する。	31,598人/12h（R01）	33,200人/12h（R06）	●地域生活基盤施設（自転車駐車場） ●高質空間形成施設（緑化施設等） ◎デジタルサイネージの設置、管理運営 ◎○シェアサイクルポートの設置、管理運営 ◎アーチ添加広告の設置、管理運営 ◎パークレット及び添加広告の設置、管理運営 ◎有料駐輪設備の設置、管理運営 ○木質化ベンチの設置、管理運営 ○グリーンインフラ及び隣接する歩道植栽の管理運営
まちづくり団体によるエリアマネジメントを促進し、にぎわいづくりや個性豊かなまちづくりをめざす	シェアサイクル利用回数	シェアサイクル利用が増えることで、賑わい創出に資する来街者増加や回遊性の向上につながる	5,506回/年（R01）	8,200回/年（R06）	
交通サービスの充実により回遊性を高めることで、面的に魅力が広がるまちづくりをめざす	放置自転車台数	シェアサイクルの普及などにより、個人の自転車の乗り入れが減り、放置自転車が減少する	2,191台/年（R01）	2,000台/年（R06）	

◎栄ミナミまちづくり株式会社との連携実施事業
○錦二丁目エリアマネジメント株式会社との連携実施事業

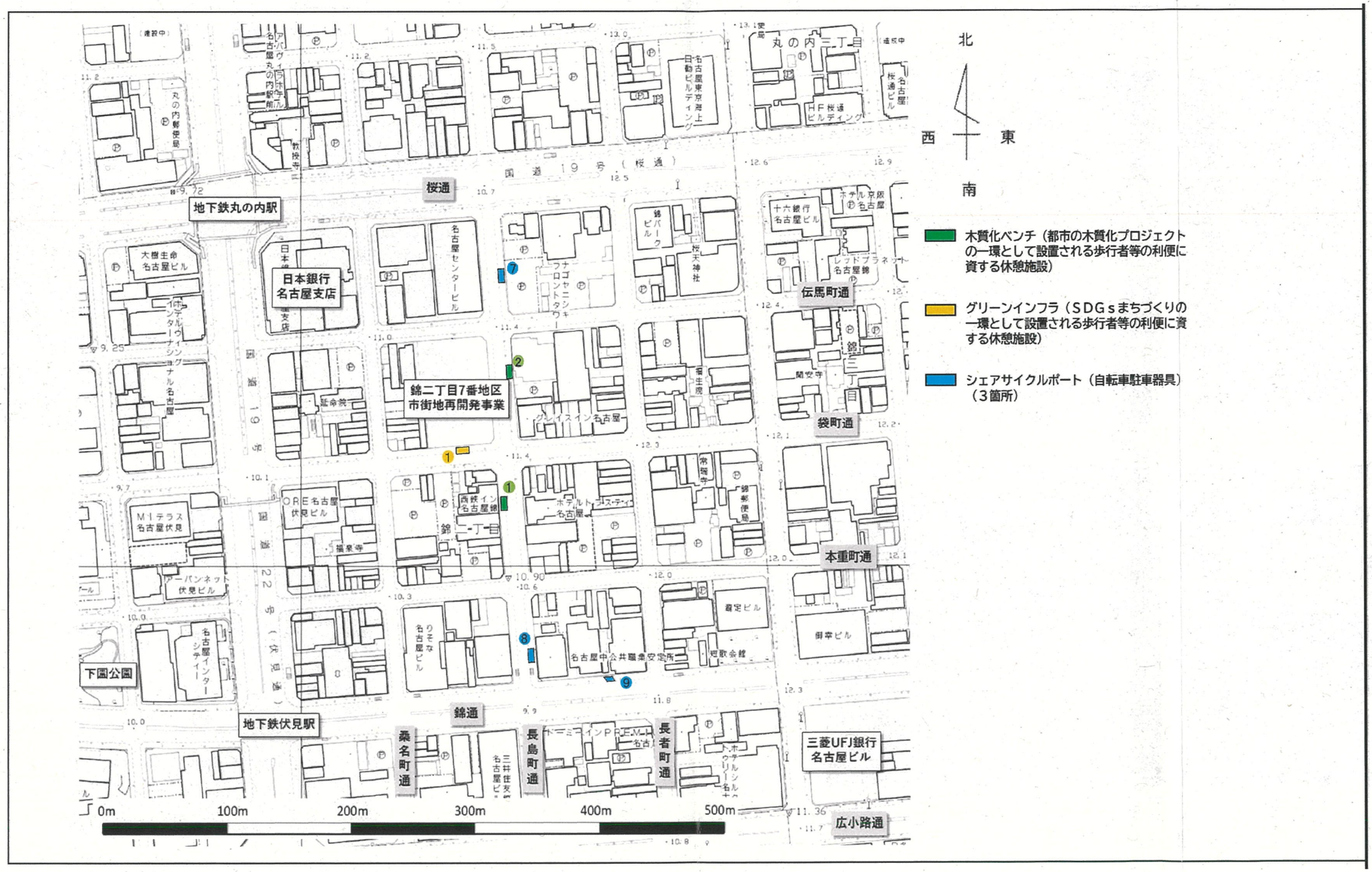
3-1．事業概要（交付対象事業）



3-2（1）．事業概要（官民連携による栄ミナミまちづくり株式会社のエリアマネジメント事業）



3-2（2）．事業概要（官民連携による錦二丁目エリアマネジメント株式会社のエリアマネジメント事業）



4．主な整備結果

■緑化施設等・自転車駐車場

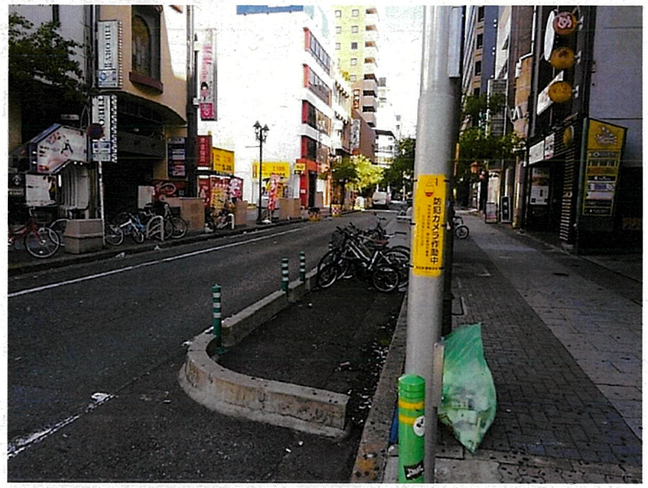
伊 勢 町 通





歩道拡幅工事を実施

七 間 町 通





自転車駐輪場の整備を実施
(柵内のラックは栄ミナミまちづくり株式会社が設置)

□官民連携によるエリアマネジメント事業

□ デジタルサイネージ(広告塔)



三越前

□ アーチ添加広告(看板)



プリンセス大通

□ シェアサイクルポート(自転車駐車器具)



若宮大通

□ パークレット及びパークレット添加広告(看板)





伊勢町通

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	愛知県	市町村名	名古屋市	地区名	栄・伏見・大須地区	面積	571 ha

計画期間	令和 3 年度 ～ 令和 6 年度	交付期間	令和 3 年度 ～ 令和 6 年度

目標

大目標:世界に冠たる「NAGOYA」の象徴たる都市空間の形成
目標:にぎわいの創出や回遊性と都市機能の相乗的向上による中心市街地の形成

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

・栄地区は名古屋の大きな2つの中心核の一つとして商業機能や娯楽機能が集積する地区であり、当地区は長らく名古屋一の商業地としての役割を担ってきたが、近年、名古屋駅前の開発が進み、商業地としての地位は相対的に低下しつつある。
・令和9年度に予定されているリニア中央新幹線の開業を契機として、大都市都心部の中心核となる名古屋都心部魅力向上をさらに進めることが急務となっており、地区の個性を活かした魅力向上を図ることが必要である。
・平成16年3月、本市は、続く20年間における都心部のまちづくりの指針となる「名古屋市都心部将来構想」を定め、栄周辺地区のまちづくりを推進してきた。
・平成23年12月に策定した「名古屋市都市計画マスタープラン」では、「栄・伏見・大須」地区を重点地域の一つとして都心部の機能強化につとめることとした。
・平成25年6月には、栄地区のまちづくりの基本方針を示す「栄地区グランドビジョン～さかえ魅力向上方針～」を策定・公表し、“公共空間の再生”“再開発の促進”“界隈性の充実”の3つの方針に沿ってまちづくりをすすめている。
・令和2年6月には「名古屋市都市計画マスタープラン2030」を策定し、栄・伏見・大須地区を含めた都心部における「拠点のまちづくり」をすすめることとしている。
・栄ミナミエリアにおいては、これまでの地域活性化などの取組みを経て、平成28年度に地元の5商店街振興組合の出資による、栄ミナミまちづくり株式会社が設立された。同社は、平成30年2月、名古屋市の都市再生推進法人の指定を受け、H28年度の社会実験から継続してまちづくり活動をすすめている。
・錦二丁目エリアにおいては、平成16年度に錦二丁目まちづくり連絡協議会(現「錦二丁目まちづくり協議会」)が設立され、ゑびす祭りや空きビルのリノベーション事業等の取組みが展開されてきた。平成23年度には、「これからの錦二丁目長者町まちづくり構想(2011～2030)」が、錦二丁目1番街区から16番街区を対象エリアとして策定され、平成29年度には、錦二丁目におけるまちづくり構想の実現に向けた各種取組みの継続的な実施を目的として、一般社団法人錦二丁目まち発展機構、錦二丁目エリアマネジメント株式会社が設立された。錦二丁目エリアマネジメント株式会社は、令和3年4月、名古屋市の都市再生推進法人の指定を受けている。

課題

・栄二丁目での事業展開などを含めて、栄・伏見・大須地区の対象範囲内の回遊性を高める、地域の繋がりを強めるための、エリア内でのさらなる取組みが求められている。
・栄・伏見・大須地区と名古屋駅等の他エリアを結ぶ、都心全体の賑わい創出に資する取り組み(地区間の動線強化など)が期待されるが、制度面や事業費用等の面で十分に取り組めていない。
・久屋大通・栄地区での路上駐輪の問題は深刻で、歩行者通行空間の阻害要因になっており歩行者優先の賑わい空間の創出に繋がっていない。

将来ビジョン(中長期)

【栄地区グランドビジョン～さかえ魅力向上方針～(平成25年6月策定)】
2027年に目指す栄地区の「まちづくりの目標」→栄まるごと感動空間:基本コンセプト「最高の時間と居心地を提供」
方針3 界隈性の充実 個性を持った多様で魅力的な界隈の創出
・地元主体による魅力的なまちづくりを支援します。
・歴史・文化などの界隈の資源を活かした魅力創出を支援し、栄地区の魅力向上につなげます。
・地元発意による歩行者優先の環境整備に取り組みます。
・栄地区内の移動をしやすくするため、歩行者の移動を支援する交通サービスの充実を図ります。
・若宮大通公園・ランの館を中心とした大須地区とのにぎわいの連続性を強化します。

【都心部まちづくりビジョン(平成31年3月策定)】 (名古屋市都市計画マスタープラン2030に反映)
行政と民間で共有できる都心部の将来像として、また、その他各種まちづくり計画・構想を総括し全体の方向性を提示するものとして策定。

【名古屋市都市計画マスタープラン2030】(令和2年6月策定)
都心部 リニアインパクトを最大化し、世界に冠たる「NAGOYA」の象徴たる都市空間を形成します。
方針1 国際競争力の強化と民間投資を誘発する環境整備
方針2 訪れたくなるワクワク感のあるまちを実現する都市魅力の向上
方針3 都会性とゆとりが両立した名古屋ライフスタイルの実現

■重点的地域の取り組み
・道路空間の再編による歩行者・公共交通主体の都市空間への転換
・先端技術や新しい仕組みを活用した次世代型モビリティサービスによる都市の魅力と利便性の向上
・エリアマネジメント等のまちづくり活動の場となる公共的空間の再編・創出や利活用の推進
など

一体型滞在快適性等向上事業の計画

滞在快適性等向上区域の考え方
栄ミナミ地区の伊勢町通、呉服町通、七間町通それぞれ約270mを目安に滞在快適性等向上区域を設定し、歩道の拡幅などによりゆとりある歩行者空間を確保する。

滞在快適性等向上区域での取組
七間町通、呉服町通において、市が歩道の拡幅を行うことにより、ゆとりがあり歩きやすい歩行者空間を創出する。

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
歩行者通行量(休日)	人	栄・伏見・大須地区3か所の1日当たり歩行者通行量の合計人数(12時間)	官民連携の施策により、賑わいが創出され地区内の歩行者が増加する。	31,598	令和1年	33,200	令和6年
シェアサイクル利用回数	回	区域内の特例占用で設置しているシェアサイクルポートの年間利用件数	シェアサイクル利用が増えることで、賑わい創出に資する来街者増加や回遊性の向上につながる	5,506	令和1年	8,200	令和6年
放置自転車台数	台	久屋大通駅、栄駅、矢場町駅周辺の放置自転車台数の合計	シェアサイクルの普及などにより、個人の自転車の乗り入れが減り、放置自転車が減少する	2,191	令和1年	2,000	令和6年

都市再生整備計画の整備方針等

様式(1)-③

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
【活力ある都市空間の創出と回遊性の向上】 ・豊かな公共空間や公有地を活用した魅力と活力のある都市空間の形成 ・まちづくり団体によるエリアマネジメントの促進 ・栄地区、伏見地区、大須地区の回遊性の向上	【協定制度等】道路占用許可特例、都市公園占用許可特例、都市利便増進協定の活用 ・デジタルサイネージ(広告塔)の管理運営 ・シェアサイクルポート(自転車駐車器具)の管理運営 ・アーチ添加広告(看板)の管理運営 ・パークレット(歩道の拡幅に伴い設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)の管理運営 ・パークレット添加広告(看板)の管理運営 ・木質化ベンチ(都市の木質化プロジェクトの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)の管理運営 ・グリーンインフラ(SDGsまちづくりの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)及び隣接する歩道上植栽の管理運営 【基幹事業】 ・高質空間形成施設(緑化施設等) ・地域生活基盤施設(自転車駐車場)

その他

○地区内の久屋大通沿道および大津通沿道は、それぞれ都市景観形成地区に指定されており、景観形成上の配慮事項が定められている。

○栄ミナミ地区における地元のまちづくり構想等
【栄ミナミまちづくり構想(平成28年)】
■目指すまちの将来像
「歩いても、住んでも楽しいまち、栄ミナミ」

■まちづくり方針
①特徴を活かしたまちの魅力化による、賑わいあふれるまちづくり
②商業と共存する、安全・安心なまちづくり
③まちの資源を活かしたまちの交流拠点づくり

○錦二丁目地区における地元のまちづくり構想等
【これからの錦二丁目長者町まちづくり構想(2011～2030)】
＜目指すまち＞
①くらし 「安心居住」・・・多世代が住む職住近接
②にぎわい 「元気経済」・・・多様な産業が混成する
③うごき 「共生文化」・・・記憶・楽しさ・生命をわかちあいまちの気分を育む

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項（まちなかウォーカブル推進事業）

様式（1）-④-3

交付対象事業費	276.6	交付限度額	138.3	国費率	50

（金額の単位は百万円）

基幹事業

事業 / 細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	（参考）事業期間 開始年度	（参考）事業期間 終了年度	交付期間内事業期間 開始年度	交付期間内事業期間 終了年度	（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費	費用便益比 B／C
道路														
公園														
駐車場有効利用システム														
地域生活基盤施設	栄ミナミ地区歩道空間	名古屋市	直	200㎡、250台	R1	R9（予定）	R3	R6	55	35.5	35.5		35.5	―
高質空間形成施設	栄ミナミ地区歩道空間	名古屋市	直	1,066m	R1	R9（予定）	R3	R6	350	231.1	231.1		231.1	―
既存建造物活用事業														
土地区画整理事業														
市街地再開発事業														
バリアフリー環境整備促進事業														
街なみ環境整備事業														
滞在環境整備事業														
合計									405	266.6	266.6	0	266.6	…A

提案事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	（参考）事業期間 開始年度	（参考）事業期間 終了年度	交付期間内事業期間 開始年度	交付期間内事業期間 終了年度	（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
地域創造支援事業														
事業活用調査														
まちづくり活動推進事業	道路空間の再整備に向けた社会実験	錦二丁目地区歩道空間	名古屋市	直	約360m	R6	R9（予定）	R6	R6	420	10.0	10.0		10.0
合計										420	10	10	0	10 …B
													合計(A+B)	276.6

（参考）都市構造再編集中支援事業関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	（いずれかに○） 直轄	補助	地方単独	民間単独	事業期間 開始年度	事業期間 終了年度	全体事業費
合計											0

（参考）関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	（いずれかに○） 直轄	補助	地方単独	民間単独	事業期間 開始年度	事業期間 終了年度	全体事業費
錦二丁目7番地区第一種市街地再開発事業	錦二丁目7番地区	市街地再開発組合	国土交通省	約0.7ha		○			H29	R3	3,039
合計											3,039

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度										
					制度別詳細1 道路占用許可特例(法第46条第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	制度別詳細3 都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進協定(法第46条第25項)	制度別詳細5 都市再生整備歩行者経路協定(法46条第24項)	制度別詳細6 低未利用土地利用促進協定(法46条第26項)	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	制度別詳細14 [滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	●デジタルサイネージ(広告塔)の管理運営	歩行者空間を活用し、良好な景観・演出効果による賑わいのある道路空間の形成を図るとともに、まちづくりへの再投資を図る収益を確保する。	R3～R6	栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	○			○							
2	●シェアサイクルポート(自転車駐車器具)の管理運営	栄・伏見・大須地区及び周辺の移動をしやすくし、回遊性を向上するための環境を整備する。	R3～R6	栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	○		○	○							
			R4～R6	錦二丁目エリアマネジメント株式会社 (都市再生推進法人)	○			○							
3	●アーチ添加広告(看板)の管理運営	道路空間を活用し、賑わいのある景観を演出するとともにまちづくりへの再投資を図る収益を確保する。	R3～R6	栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	○			○							
4	●有料駐輪設備(自転車等駐車器具)の管理運営	地域に適した駐輪環境の整備を行うとともに、駐輪のルールを浸透させ、まちづくりへの再投資を図る収益を確保する。	R3～R6	栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)				○							
5	●パークレット(歩道の拡幅に伴い設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)の管理運営	歩行者空間を活用し、賑わいのある道路空間の形成を図る。	R3～R6	栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)				○							
6	●パークレット添加広告(看板)の管理運営	歩行者空間を活用し、良好な景観・演出効果による賑わいのある道路空間の形成を図るとともに、まちづくりへの再投資を図る収益を確保する。	R3～R6	栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	○			○							
7	●木質化ベンチ(都市の木質化プロジェクトの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)の管理運営	歩行者空間を活用し、賑わいのある道路空間の形成を図る。	R3～R6	錦二丁目エリアマネジメント株式会社 (都市再生推進法人)				○							
8	●グリーンインフラ(SDGsまちづくりの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)及び隣接する歩道上植栽の管理運営	歩行者空間を活用し、賑わいのある道路空間の形成を図る。	R3～R6	錦二丁目エリアマネジメント株式会社 (都市再生推進法人)				○							

評価事業３

中川運河にぎわいゾーン地区都市再生整備計画
（まちなかウォーカブル推進事業）

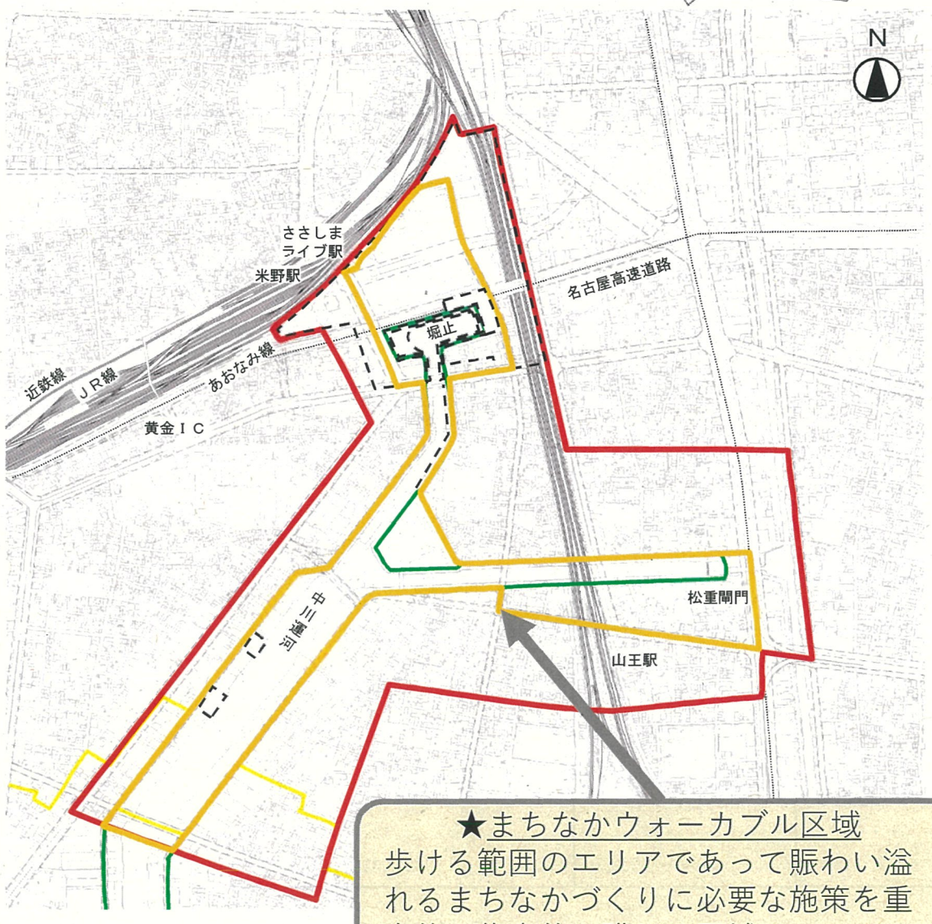
（住宅都市局）

中川運河にぎわいソーン地区
都市再生整備計画

1．地区の特徴及び課題

市域図





★まちなかウォーカブル区域
歩ける範囲のエリアであって賑わい溢れるまちなかづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域

■地区の特徴

- 中川運河にぎわいゾーンに位置し、近年**商業施設の商業施設の立地や、文化・芸術活動が行われている。**
- 名古屋駅からも徒歩圏内であり、他の鉄道駅からも1km圏内であるなど、比較的都心部からのアクセスが良い。
- 一部で緑地やプロムナードなど、**水辺に親しむことのできる環境整備が進んでいる。**

■地区が抱える課題

- 来訪者が水辺に近づける場所は、緑地やにぎわい施設等に限られており、**水辺を回遊することができない。**
- 都心部に近いものの、場所によっては鉄道駅から一定程度の距離があり、アクセス性が高くない。
- 都心に隣接する貴重な水辺空間であるが、**にぎわいゾーンで一体となった活用ができていない。**

■課題解決のための目標

- 都心に隣接する運河のさらなる水辺活用を図るため、**水辺の回遊性確保や、にぎわいのある歩行者空間の創出を図る。**
- アジア・パラ競技大会やリニア新幹線の開業が控える中、広域からも人が訪れるような**魅力ある水辺空間を整備する必要**がある。

2．目標と指標、事業の関係

- 目標　　広域からも人々を呼び込む目的地として、都心に隣接する運河のさらなる水辺活用を図る。
- 計画期間　都市再生整備計画の計画期間は令和３年度～令和７年度であるが、以下の指標については令和５年度を目標年度に設定している。

成果目標
うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河に向けて、水辺の回遊性確保及びにぎわい創出を図る。
都心とみなとの結節点にふさわしい魅力的な空間の形成を図る。

目標を定量化する指標	成果目標・指標設定の考え方	従前値（基準年度）	目標値（令和5年）	実施事業
プロムナードの歩行者数（休日）	官民一体となったにぎわいのある歩行者空間の創出により、水辺を回遊する歩行者が増えるかを図る指標とする。	０人/日（R3年度）	１５０人/日（R5年度）	＜関連事業＞ ウォーカブル推進計画（愛知ドビー㈱） ・植栽・枕木、階段の整備
プロムナードの歩行者数（平日）	官民一体となったにぎわいのある歩行者空間の創出により、水辺を回遊する歩行者が増えるかを図る指標とする。	０人/日（R3年度）	５０人/日（R5年度）	
テラス等の利用者数	官民一体となったにぎわいのある歩行者空間の創出により、水辺空間に親しむ人が増えるかを図る指標とする。	０人/日（R3年度）	１００人/日（R5年度）	

3-1．事業概要（交付対象事業）

- 都市再生整備計画の関連事業として、ウォーカブル推進計画（愛知ドビー㈱、名古屋ステーション開発㈱、中部土木㈱）や、名古屋港管理組合によるプロムナード緑地整備事業等が進められている。
- 関連事業のうち、ウォーカブル推進計画（愛知ドビー㈱）については、令和５年度までに事業完了している。

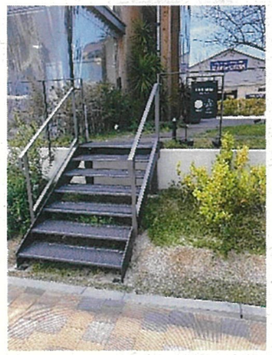
○関連事業

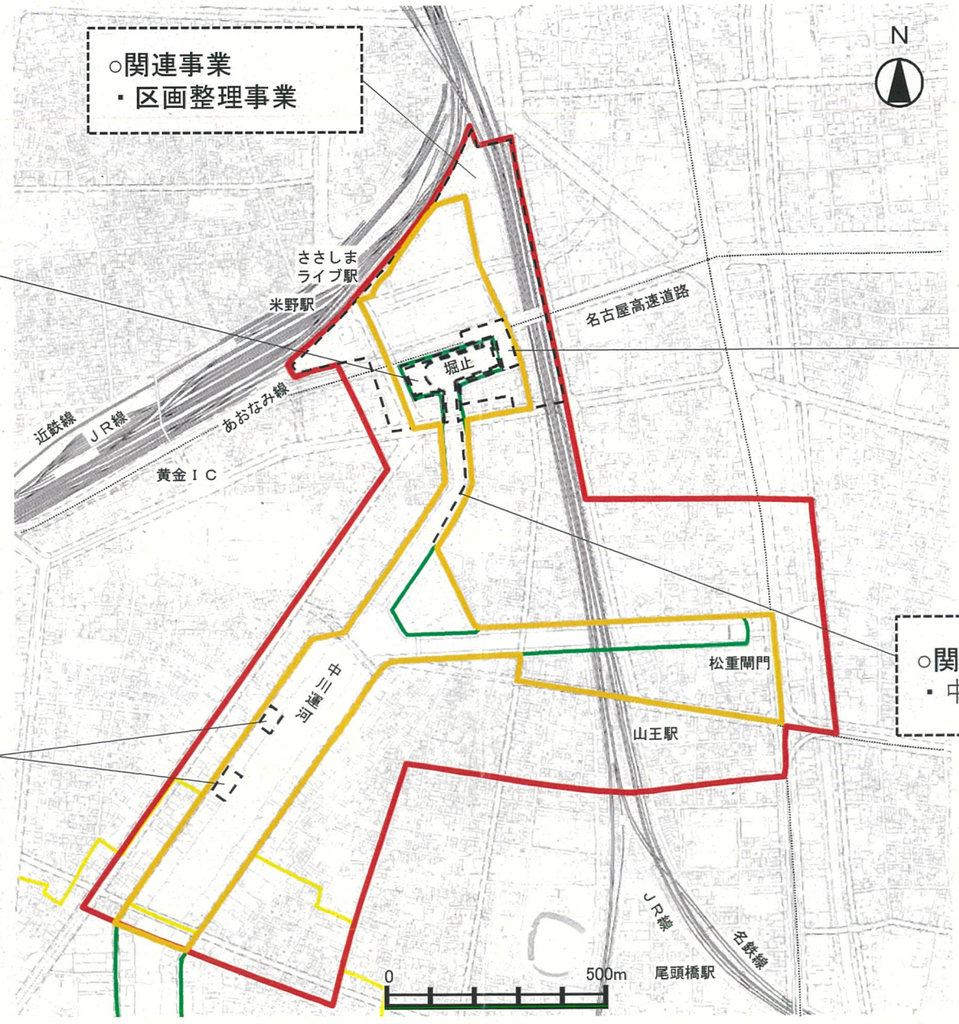
・中川運河（堀止）緑地整備事業



○関連事業

・ウォーカブル推進計画**事業**





○関連事業

・ウォーカブル推進計画**事業**





○関連事業

・中川運河プロムナード緑地整備事業

凡例

- **都市再生整備計画の区域**
- **滞在快適性等向上区域　※堀止以外の水面を除く**
- **基幹事業**
- 関連事業

4．主な整備結果

■高質空間形成施設（緑化施設等、歩行者支援施設）

＜写真A＞スタジオエリア（ショップ）へのアプローチ空間の整備





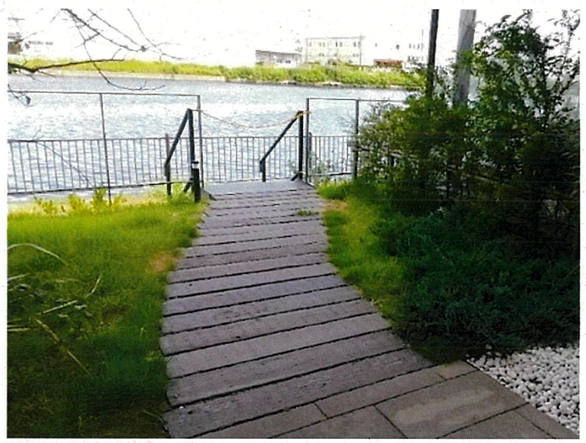




＜写真B＞ダインエリア（カフェ・レストラン）へのアプローチ空間の整備







様式（1）-②

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	愛知県	市町村名	名古屋市（なごやし）	地区名	中川運河（なかがわうんが）にぎわいゾーン地区	面積	151 ha

計画期間	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	交付期間	令和 年度 ～ 令和 年度

目標

広域からも人々を呼び込む目的地として、都心に隣接する運河のさらなる水辺活用を図る。
●うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河に向けて、水辺の回遊性確保及びにぎわい創出を図る。
●都心とみなとの結節点にふさわしい魅力的な空間の形成を図る。

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況
・中川運河は、昭和初期から物流運河として名古屋の経済・産業の発展を支えてきたが、昭和40年頃をピークに港湾物流の機能が徐々に低下し、平成20年代前半には1日数隻の往来となった。
・このような中、都心と名古屋港を結ぶ広大な水辺に新たな価値や役割を見出し、"うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河"へと再生していこうと「中川運河再生計画」（平成24年）を策定し、様々な取り組みをすすめている。
・本地区は、名古屋駅の南方に位置するささしまライブ24地区と名古屋港を結ぶ中川運河のうち都心に隣接したエリアであり、ささしまライブ24地区の開発と連携し、緑地・プロムナードの設置や、沿岸用地へのカフェ・レストラン等にぎわい施設の誘導、水上交通の運航などを展開して、運河の魅力と回遊性を高めるとともに、運河の歴史や文化・芸術を楽しむ市民活動の継続的な実施を通じ、都心地域に集まる人びとが訪れたくなるような「港と文化を感じる都心のオアシス」の形成を目指している。
・本地区ではこれまで、水辺を活かし、緑地の整備、カフェ・レストラン等のにぎわい施設の誘導、水上交通の運航、市民等による交流・創造活動への支援などの取り組みを行ってきた。
・本地区の北側に位置するささしまライブ24地区では、国際歓迎・交流拠点として、旧国鉄貨物駅跡地を利用した民間再開発や公共空間整備が行われ、またエリアマネジメント活動が行われている。
・令和3年度には官民が連携して「世界運河会議NAGOYA2020」を開催し、国内外の有識者等による水辺を活かしたまちづくりについて熱心な議論が行われ、今後の中川運河再生の動向について内外から注目を集めている。

課題
・現在、来訪者が水辺に近付ける場所は、にぎわい施設や緑地に限られ、かつ点在しているため、水辺を回遊できず、貴重な水辺空間を活かしきれていない。
・鉄道駅から一定程度距離があるためアクセスが良いとはいえず、アクセス手段を幅広く想定する必要があるが、駐車場や自転車駐車場が十分整備されていない。
・エリアマネジメントの舞台ともなる公共空間整備が十分すすんでいないため、地域・民間事業者が主体となったにぎわい創出活動等の活発化には至っていない。
・「世界運河会議NAGOYA2020」により内外から注目を集めているこの機会を逃すことなく、より広域からも人々が訪れるよう、魅力ある水辺空間整備が求められている。
・本市ではリニア中央新幹線開業を令和9年度（予定）に控えており、都心に隣接する貴重な水辺空間を名古屋の目玉となる目的地としていくことが求められている。

将来ビジョン（中長期）
【名古屋市総合計画2023（2019-2023）】
・施策「港・水辺の魅力向上をはかります」の中で、「中川運河では、沿岸用地へのにぎわい施設の誘導や、緑地・プロムナードの設置、水循環の促進による水質の改善などとともに、運河を舞台とする市民活動を通じた市民・企業等との連携により、うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河へと再生をはかります。また、堀川や名古屋港等と連携した水上交通の充実やネットワーク化をはかります。」と掲げている。
【名古屋市都市計画マスタープラン（令和2年）】
・将来都市構造において、「イノベーション・ラボ」として、「水辺という安らぎや高揚感を得られる特異な空間に魅せられた多様な人達が、集い出会い、新たな価値を生む場」とすると掲げている。
・施策の展開「水辺の魅力向上」の中で、「水辺の魅力向上のため、水質浄化や水辺空間の整備・利活用、水上交通の活性化などをはかります。」と掲げている。
・施策の展開「世界の産業文化都市・名古屋のまちづくり資産の活用」の中で、「世界のものづくりをリードする産業文化都市への発展を支えた中川運河の再生、歴史の重層が感じられる文化のみちの推進や揚輝荘などの歴史的建造物の保存・活用を進めます。」と掲げている。

一体型滞在快適性等向上事業の計画

滞在快適性等向上区域の考え方
中川運河「にぎわいゾーン」の中心に位置する小栗橋を中央に、延長約2kmの水辺空間と駅（ささしまライブ駅・山王駅）周辺に滞在快適性等向上区域を設定し、公共が整備したプロムナードに隣接した、民間事業者によるプロムナードへのアプローチ空間の整備や、プロムナードと一体となった滞在空間の整備等を誘導し、プロムナードと民間敷地が一体的にウォーカブルでにぎわいのある水辺空間を形成する。

滞在快適性等向上区域での取組
中川運河「にぎわいゾーン」において、公共が水辺にプロムナードを整備する。
民間事業者がプロムナードへのアプローチ空間の整備や、プロムナードと一体となった滞在空間の整備等を行う。

目標を定量化する指標

指　標	単 位	定　義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
プロムナードの歩行者数	人／日	プロムナードの1日あたり歩行者数＜休日＞	プロムナードの整備により、水辺を回遊する歩行者が増えるかを図る指標とする。	0	R3年度	500	R7年度
緑地（堀止緑地・広見憩いの杜）の利用者数	人／日	プロムナードに隣接する堀止緑地・広見憩いの杜の1日あたり利用者数合計＜休日＞	プロムナードの整備により、緑地をつなぎ回遊性を高めることで、緑地の利用者が増えるかを図る指標とする。	0	R3年度	300	R7年度
プロムナード周辺における催事数	件／年	プロムナード及びプロムナードに隣接する堀止緑地・広見憩いの杜等での催事数	プロムナードの整備により、アートイベント・マルシェ・オープンカフェ等の水辺活用が増えるかを図る指標とする。	3	R3年度	10	R7年度
プロムナードの歩行者数（休日）	人／日	滞在快適性等向上区域内でプロムナード（中川区舟戸町2～舟戸町4）の1日あたり歩行者数＜休日＞	官民一体となったにぎわいのある歩行者空間の創出により、水辺を回遊する歩行者が増えるかを図る指標とする。	0	R3年度	150	R5年度
プロムナードの歩行者数（平日）	人／日	滞在快適性等向上区域内でプロムナード（中川区舟戸町2～舟戸町4）の1日あたり歩行者数＜平日＞	官民一体となったにぎわいのある歩行者空間の創出により、水辺を回遊する歩行者が増えるかを図る指標とする。	0	R3年度	50	R5年度
テラス等の利用者数	人／日	滞在快適性等向上区域内でテラス等に滞在し水辺空間に親しむ人の数＜休日＞	官民一体となったにぎわいのある歩行者空間の創出により、水辺空間に親しむ人が増えるかを図る指標とする。	0	R3年度	100	R5年度

都市再生整備計画の整備方針等

様式(1)-③

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
●うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河に向けて、水辺の回遊性確保及びにぎわい創出を図る。 ●都心と みなとの 結節点に ふさわしい 魅力的な空間の形成を図る。 【居心地が良く歩きたくなる空間づくり】 ・公共空間と商業施設等とが一体となり、魅力的でウォーカブルな歩行者空間の形成を図る。	【関連事業】 ・ウォーカブル推進計画(愛知ドビー株式会社) ・ウォーカブル推進計画(名古屋ステーション開発株式会社) ・ウォーカブル推進計画(中部土木株式会社)

その他

・大正15年(1926年) 中川運河の工事着手
・昭和5年(1930年) 中川運河が一部供用開始
・昭和7年(1932年) 中川運河が全線供用開始、松重閘門供用開始
・昭和39年(1964年) 舟運のピーク
・昭和43年(1968年) 松重閘門を閉鎖
・平成24年(2012年) 「中川運河再生計画」を策定
・平成28年(2016年) 運河沿岸に珈琲元年 中川本店(喫茶店)が開業
・平成29年(2017年) 堀止緑地が一部供用開始
・平成29年(2017年) 水上交通「クルーズなごや」運航開始
・平成31年(2019年) 広見憩いの杜が供用開始
・令和元年(2019年) 運河沿岸にバーミキュラ ビレッジ(レストラン・カフェ等)が開業
・令和5年(2023年) 堀止地区開発の事業者決定

【その他官民協働の取り組み事例】
・平成24年度より毎年度 「中川運河再生プラットフォーム」を設置し、官民が中川運河再生について議論
・令和3年(2021年) 官民が連携し「世界運河会議NAGOYA2020」を開催

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項（まちなかウォーカブル推進事業）

様式（1）-④-3

交付対象事業費	0	交付限度額		国費率	#DIV/0!

（金額の単位は百万円）

基幹事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	（参考）事業期間 開始年度	（参考）事業期間 終了年度	交付期間内事業期間 開始年度	交付期間内事業期間 終了年度	（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費	費用便益比 B／C
道路															
公園															
駐車場有効利用システム															
地域生活基盤施設															
高質空間形成施設															
既存建造物活用事業															
土地区画整理事業															
市街地再開発事業															
バリアフリー環境整備促進事業															
街なみ環境整備事業															
滞在環境整備事業															
合計										0	0	0	0	0	

…A

提案事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	（参考）事業期間 開始年度	（参考）事業期間 終了年度	交付期間内事業期間 開始年度	交付期間内事業期間 終了年度	（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
地域創造支援事業														
事業活用調査														
まちづくり活動推進事業														
合計										0	0	0	0	0

…B

合計(A+B) 0

（参考）都市構造再編集中支援事業関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	（いずれかに○）直轄	補助	地方単独	民間単独	事業期間 開始年度	終了年度	全体事業費
合計											0

（参考）関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	（いずれかに○）直轄	補助	地方単独	民間	事業期間 開始年度	終了年度	全体事業費
ウォーカブル推進計画	中川運河にぎわいゾーン地区	愛知ドビー㈱	国土交通省	0.0018ha		○			R3	R5	28.5
ウォーカブル推進計画	中川運河にぎわいゾーン地区	名古屋ステーション開発㈱	国土交通省	0.18ha		○			R6	R7	213
ウォーカブル推進計画	中川運河にぎわいゾーン地区	中部土木㈱	国土交通省	0.33ha		○			R6	R7	370
中川運河（堀止）緑地整備事業	中川運河堀止	名古屋港管理組合	国土交通省	1.1ha		○			H20	R4	1,000
中川運河プロムナード緑地整備事業	中川運河にぎわいゾーン地区	名古屋港管理組合	国土交通省	0.21ha		○			R5	R9	250
名古屋都市計画事業 ささしまライブ24土地区画整理事業	ささしまライブ24地区	名古屋市	国土交通省	22.1ha		○			H11	R9	37,900
合計											39,762

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度										
					制度別詳細1	制度別詳細2	制度別詳細3	制度別詳細4	制度別詳細5	制度別詳細6	制度別詳細7	制度別詳細8	制度別詳細9	制度別詳細10	制度別詳細14
					道路占用許可特例(法第46条第10項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	都市利便増進協定(法第46条第25項)	都市再生整備歩行者経路協定(法46条第24項)	低未利用土地利用促進協定(法46条第26項)	[滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	[滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	[滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	[滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	[滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	●休憩施設等の整備、管理、運営 休憩施設や通路等を整備し、地域住民や来訪者へ施設を開放するとともに、地域活動等で依頼があった場合は施設を提供するなど憩い・にぎわい・交流の創出を図る。	休憩施設等の整備により、中川運河の親水空間として、地域住民等が憩い・にぎわい・交流する機会を創出する。	R6～R7	富士コーヒー株式会社				○							
2															
3															
4															
5															

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

	取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
				制度別詳細11	制度別詳細12	制度別詳細13
				[滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	[滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	[滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1						

ウォーカブル推進計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	愛知県	市町村名	名古屋市（なごやし）	地区名	中川運河（なかがわうんが）にぎわいゾーン地区	面積	151 ha

計画期間	令和 3 年度 ～ 令和 5 年度	交付期間	令和 3 年度 ～ 令和 5 年度

目標

広域からも人々を呼び込む目的地として、都心に隣接する運河のさらなる水辺活用を図る。
●うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河に向けて、水辺の回遊性確保及びにぎわい創出を図る。
●都心とみなとの結節点にふさわしい魅力的な空間の形成を図る。
●官民一体となったにぎわいのある歩行者空間の創出を図る。

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

・中川運河は、昭和初期から物流運河として名古屋の経済・産業の発展を支えてきたが、昭和40年頃をピークに港湾物流の機能が徐々に低下し、平成20年代前半には1日数隻の往来となった。
・このような中、都心と名古屋港を結ぶ広大な水辺に新たな価値や役割を見出し、”うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河”へと再生していこうと「中川運河再生計画」(平成24年)を策定し、様々な取り組みをすすめている。
・本地区は、名古屋駅の南方に位置するささしまライブ24地区と名古屋港を結ぶ中川運河のうち都心に隣接したエリアであり、ささしまライブ24地区の開発と連携し、緑地・プロムナードの設置や、沿岸用地へのカフェ・レストラン等にぎわい施設の誘導、水上交通の運航などを展開して、運河の魅力と回遊性を高めるとともに、運河の歴史や文化・芸術を楽しむ市民活動の継続的な実施を通じ、都心地域に集まる人びとが訪れたくなるような「港と文化を感じる都心のオアシス」の形成を目指している。
・本地区ではこれまで、水辺を活かし、緑地の整備、カフェ・レストラン等のにぎわい施設の誘導、水上交通の運航、市民等による交流・創造活動への支援などの取り組みを行ってきた。
・本地区の北側に位置するささしまライブ24地区では、国際歓迎・交流拠点として、旧国鉄貨物駅跡地を利用した民間再開発や公共空間整備が行われ、またエリアマネジメント活動が行われている。
・令和3年度には官民が連携して「世界運河会議NAGOYA2020」を開催し、国内外の有識者等による水辺を活かしたまちづくりについて熱心な議論が行われ、今後の中川運河再生の動向について内外から注目を集めている。

課題

・現在、来訪者が水辺に近付ける場所は、にぎわい施設や緑地に限られ、かつ点在しているため、水辺を回遊できず、貴重な水辺空間を活かしきれていない。
・鉄道駅から一定程度距離があるためアクセスが良いとはいえず、アクセス手段を幅広く想定する必要があるが、駐車場や自転車駐車場が十分整備されていない。
・エリアマネジメントの舞台ともなる公共空間整備が十分すすんでいないため、地域・民間事業者が主体となったにぎわい創出活動等の活発化には至っていない。
・「世界運河会議NAGOYA2020」により内外から注目を集めているこの機会を逃すことなく、より広域からも人々が訪れるよう、魅力ある水辺空間整備が求められている。
・本市ではリニア中央新幹線開業を令和9年度(予定)に控えており、都心に隣接する貴重な水辺空間を名古屋の目玉となる目的地としていくことが求められている。

将来ビジョン(中長期)

【名古屋市総合計画2023(2019-2023)】
・施策「港・水辺の魅力向上をはかります」の中で、「中川運河では、沿岸用地へのにぎわい施設の誘導や、緑地・プロムナードの設置、水循環の促進による水質の改善などとともに、運河を舞台とする市民活動を通じた市民・企業等との連携により、うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河へと再生をはかります。また、堀川や名古屋港等と連携した水上交通の充実やネットワーク化をはかります。」と掲げている。
【名古屋市都市計画マスタープラン(令和2年)】
・将来都市構造において、「イノベーション・ラボ」として、「水辺という安らぎや高揚感を得られる特異な空間に魅せられた多様な人達が、集い出会い、新たな価値を生む場」とすると掲げている。
・施策の展開「水辺の魅力向上」の中で、「水辺の魅力向上のため、水質浄化や水辺空間の整備・利活用、水上交通の活性化などをはかります。」と掲げている。
・施策の展開「世界の産業文化都市・名古屋のまちづくり資産の活用」の中で、「世界のものづくりをリードする産業文化都市への発展を支えた中川運河の再生、歴史の重層が感じられる文化のみちの推進や揚輝荘などの歴史的建造物の保存・活用を進めます。」と掲げている。

一体型滞在快適性等向上事業の計画

滞在快適性等向上区域の考え方

中川運河「にぎわいゾーン」の中心に位置する小栗橋を中央に、延長約2kmの水辺空間と駅(ささしまライブ駅・山王駅)周辺に滞在快適性等向上区域を設定し、公共が整備したプロムナードに隣接した、民間事業者によるプロームナードへのアプローチ空間(階段・スロープ)の整備や、プロムナードと一体となった滞在空間(オープンスペース・デッキ・テラス)の整備等を誘導し、プロムナードと民間敷地が一体的にウォーカブルでにぎわいのある水辺空間を形成する。

滞在快適性等向上区域での取組

中川運河「にぎわいゾーン」において、公共が水辺にプロムナードを整備する。
民間事業者がプロームナードへのアプローチ空間(階段・スロープ)の整備や、プロムナードと一体となった滞在空間(オープンスペース・デッキ・テラス)の整備等を行う。

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
プロムナードの歩行者数(休日)	人／日	滞在快適性等向上区域内でプロムナード(中川区舟戸町2～舟戸町4)の1日あたり歩行者数＜休日＞	官民一体となったにぎわいのある歩行者空間の創出により、水辺を回遊する歩行者が増えるかを図る指標とする。	0	R3年度	150	R5年度
プロムナードの歩行者数(平日)	人／日	滞在快適性等向上区域内でプロムナード(中川区舟戸町2～舟戸町4)の1日あたり歩行者数＜平日＞	官民一体となったにぎわいのある歩行者空間の創出により、水辺を回遊する歩行者が増えるかを図る指標とする。	0	R3年度	50	R5年度
テラス等の利用者数	人／日	滞在快適性等向上区域内でテラス等に滞在し水辺空間に親しむ人の数＜休日＞	官民一体となったにぎわいのある歩行者空間の創出により、水辺空間に親しむ人が増えるかを図る指標とする。	0	R3年度	100	R5年度

ウォーカブル推進計画の整備方針等

様式(1)-③

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
●うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河に向けて、水辺の回遊性確保及びにぎわい創出を図る。 ●都心と みなとの 結節点に ふさわしい 魅力的な空間の形成を図る。 【居心地が良く歩きたくなる空間づくり】 ・公共空間と商業施設等とが一体となり、魅力的でウォーカブルな歩行者空間の形成を図る。	基幹事業(高質空間形成施設) ・緑化施設等(オープンスペース・デッキ・テラス) ・歩行者支援施設、障害者誘導施設等(階段・スロープ)

その他

・大正15年(1926年) 中川運河の工事着手
・昭和5年(1930年) 中川運河が一部供用開始
・昭和7年(1932年) 中川運河が全線供用開始、松重閘門供用開始
・昭和39年(1964年) 舟運のピーク
・昭和43年(1968年) 松重閘門を閉鎖
・平成24年(2012年) 「中川運河再生計画」を策定
・平成28年(2016年) 運河沿岸に珈琲元年 中川本店(喫茶店)が開業
・平成29年(2017年) 堀止緑地が一部供用開始
・平成29年(2017年) 水上交通「クルーズなごや」運航開始
・平成31年(2019年) 広見憩いの杜が供用開始
・令和元年(2019年) 運河沿岸にバーミキュラ ビレッジ(レストラン・カフェ等)が開業

【その他官民協働の取り組み事例】
・平成24年度より毎年度 「中川運河再生プラットフォーム」を設置し、官民が中川運河再生について議論
・令和3年(2021年) 官民が連携し「世界運河会議NAGOYA2020」を開催

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項（まちなかウォーカブル推進事業）

様式（1）-④-3

交付対象事業費	28.5	交付限度額	14.2	国費率	0.5

（金額の単位は百万円）

基幹事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	（参考）事業期間 開始年度	（参考）事業期間 終了年度	交付期間内事業期間 開始年度	交付期間内事業期間 終了年度	（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費	費用便益比 B／C
道路															
公園															
駐車場有効利用システム															
地域生活基盤施設															
高質空間形成施設	緑化施設等	植栽・枕木	愛知ドビー株式会社	直	0.0018ha	R3	R5	R3	R5		5.3		5.3	5.3	
	歩行支援施設、障害者誘導施設等	階段	愛知ドビー株式会社	直		R3	R5	R3	R5		23.2		23.2	23.2	
既存建造物活用事業															
土地区画整理事業															
市街地再開発事業															
バリアフリー環境整備促進事業															
街なみ環境整備事業															
滞在環境整備事業															
合計										0	28.5	0	28.5	28.5	…A

提案事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	（参考）事業期間 開始年度	（参考）事業期間 終了年度	交付期間内事業期間 開始年度	交付期間内事業期間 終了年度	（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
地域創造支援事業														
事業活用調査														
まちづくり活動推進事業														
合計										0	0	0	0	0 …B
													合計(A+B)	28

（参考）都市構造再編集中支援事業関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	（いずれかに○） 直轄	補助	地方単独	民間単独	事業期間 開始年度	事業期間 終了年度	全体事業費
合計											0

（参考）関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	（いずれかに○） 直轄	補助	地方単独	民間	事業期間 開始年度	事業期間 終了年度	全体事業費
まちなかウォーカブル推進事業	中川運河にぎわいゾーン地区	名古屋市	国土交通省								0
合計											0

評価事業４

＜道路＞

名古屋都市圏の活力を高め広域交流を支える道路ネットワークの整備

（緑政土木局）

「名古屋都市圏の活力を高め広域交流を支える道路ネットワークの整備」概要

○計画の期間
平成 31 年度～令和 5 年度（5 年間）

○計画の目標
名古屋大都市圏の中枢都市として、地域間連携を高める道路ネットワークの整備を進めるとともに、交通の円滑化を図り、圏域全体を牽引する活力あるまちづくりを目指す。
また、居住環境改善などの地区的な視点も踏まえて、選択と集中により整備を推進する。

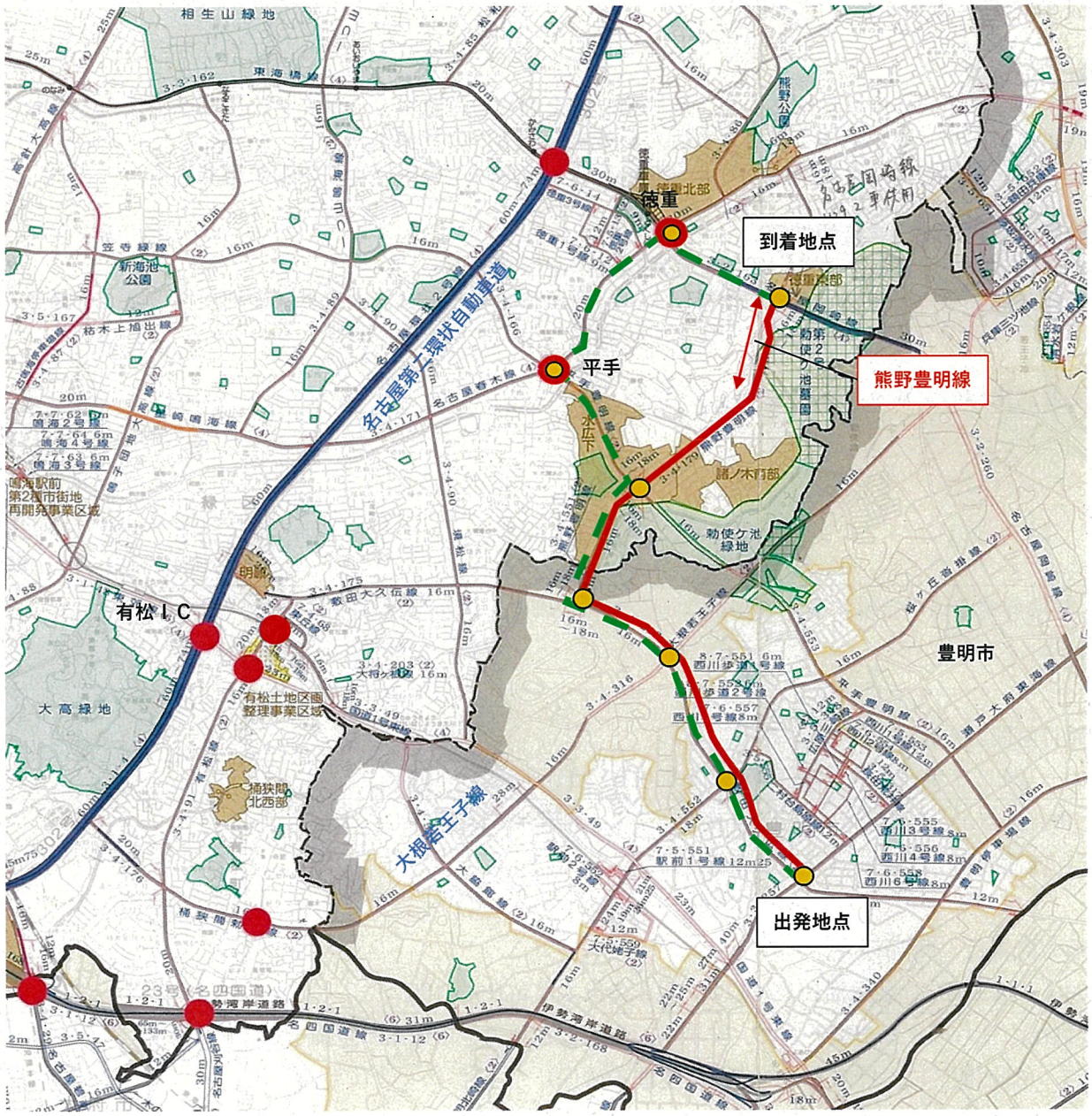
○計画の成果目標（定量的指標）
・補助幹線道路の整備により、円滑な道路交通の確保を図る
・物流拠点からのアクセス道路の改善により、滞留時間を短縮し、大型車両の利便性の向上を図る
・福祉のまちづくり事業として、安全かつ快適に利用できる道路の整備を進める

○定量的指標の定義及び算定式

	定量的指標の現況値及び目標値	
	当初現況値 (H31 当初)	最終目標値 (R05 末)
①補助幹線道路の整備により、円滑な道路交通の確保を図る（旅行時間の改善） (旅行時間の短縮率の平均)＝ 100－(2022 年現在の旅行時間)/(2018 年現在の旅行時間)×100	0%	32%
②物流拠点からのアクセス道路の改善により、滞留時間を短縮し、大型車両の利便性の向上を図る（滞留長の短縮） (最大滞留長の短縮率)＝ 100－(2022 現在の最大滞留長)/(2018 現在の最大滞留長)×100	0%	25%
③福祉のまちづくり事業として、安全かつ快適に利用できる道路の整備を進める（築地地区における安全な歩行者空間の確保） (築地地区における名古屋港線の歩道設置率)＝ (歩道が設置されている道路の延長)/(築地地区における名古屋港線の延長)	91%	100%

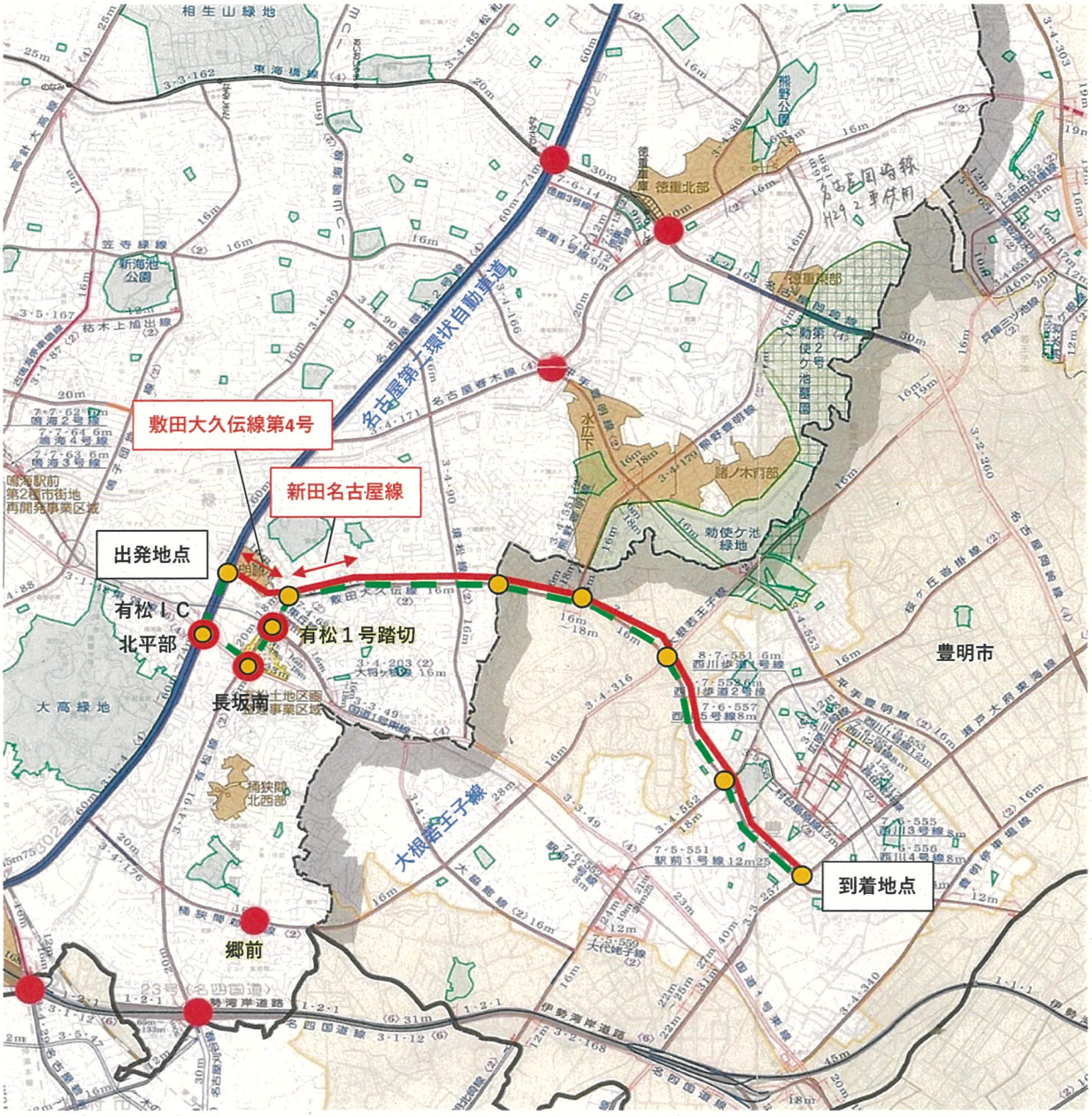
○指標についての考え方
①補助幹線道路を整備することで、名古屋都市圏の円滑な道路交通を確保するため旅行時間の短縮率の向上を目標とした。
②物流拠点からのアクセスを改善し大型車両の利便性を向上させることを目指しているため、定量的指標として最大滞留長の短縮率を目標とした。
③安全かつ快適に利用できる道路の整備を推進するため歩道拡幅に重点を置いていることから、事業区間内の歩道設置率を目標とした。

●測定①ルート図



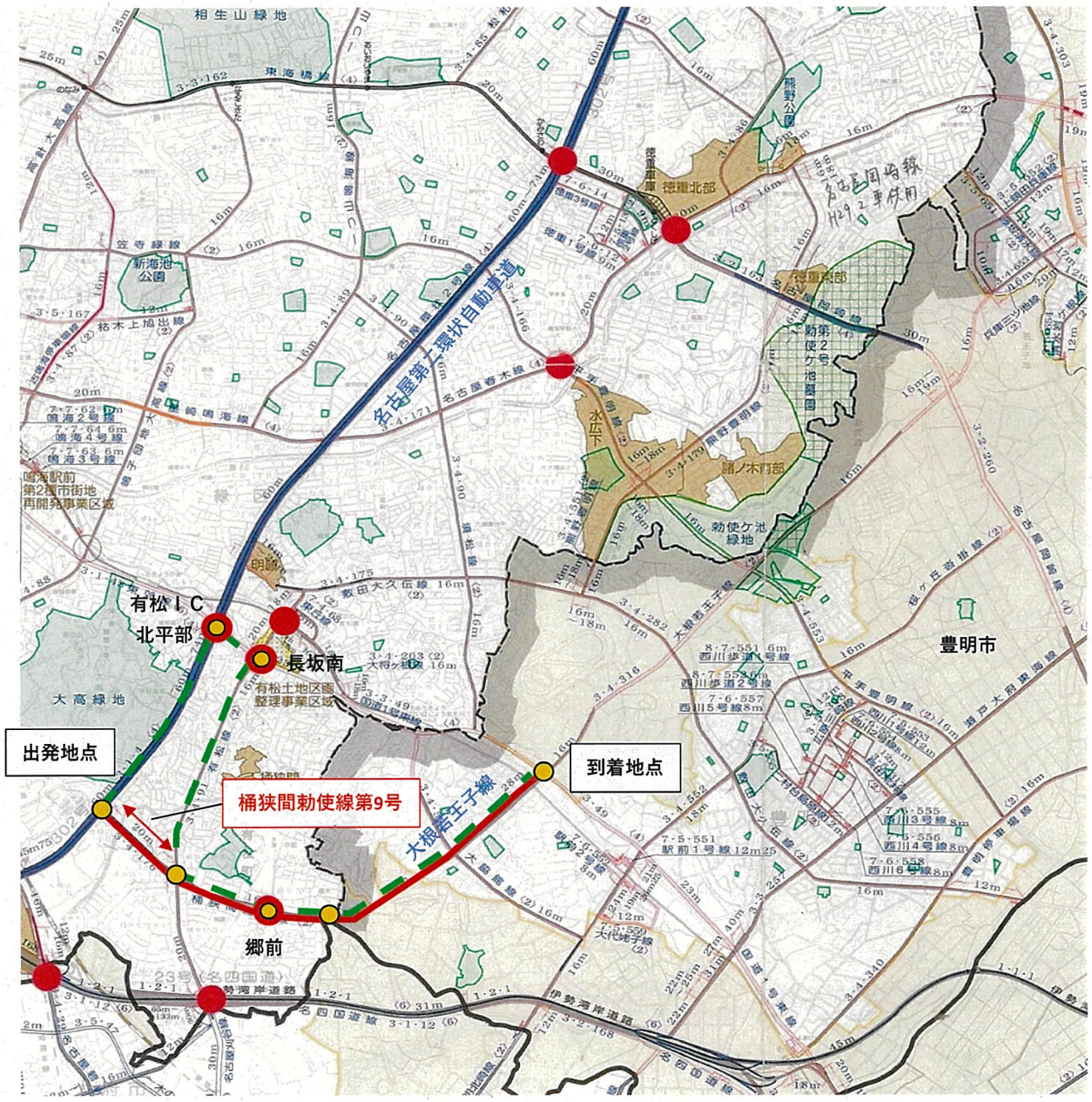
- 測定箇所
- 主要渋滞箇所
- 完成後ルート
- 完成前ルート（熊野豊明線）

●測定②ルート図



- 測定箇所
- 主要渋滞箇所
- 完成後ルート
- 完成前ルート（敷田大久伝線、新田名古屋線）

●測定③ルート図



- 測定箇所
- 主要渋滞箇所
- 完成後ルート
- 完成前ルート（桶狭間勅使線）

○主な事業の事例

①

路線名　　：(市)敷田大久伝線第４号

・番号 ・要素事業名 ・事業内容	事業前	事業後
・A01-001 ・(市) 敷田大久伝線第４号 ・道路改良 L=0.4km		
		

②

路線名　　：梅ノ木線(稲永工区)

・番号 ・要素事業名 ・事業内容	事業前	事業後
・A01-006 ・梅ノ木線(稲永工区) ・街路築造 L=0.8km		
		

③

路線名　　：名古屋港線

・番号 ・要素事業名 ・事業内容	事業前	事業後
・A01-005 ・名古屋港線 ・街路築造 L=0.8km		
		

社会資本総合整備計画　　社会資本整備総合交付金

令和05年03月28日

計画の名称	名古屋都市圏の活力を高め広域交流を支える道路ネットワークの整備														
計画の期間	平成３１年度　～　令和０５年度　(5年間)											重点配分対象の該当			
交付対象	名古屋市														
計画の目標	名古屋大都市圏の中枢都市として、地域間連携を高める道路ネットワークの整備を進めるとともに、交通の円滑化を図り、圏域全体を牽引する活力あるまちづくりを目指す。 また、居住環境改善などの地区的な視点も踏まえて、選択と集中により整備を推進する。														
全体事業費（百万円）	合計（A＋B＋C＋D）	3,891	A	3,891	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C／（A＋B＋C＋D）	0	%		

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		2018		2022
1	補助幹線道路の整備により、円滑な道路交通の確保を図る			
	旅行時間の改善 （旅行時間の短縮率の平均）＝100－（2022年現在の旅行時間）／（2018年現在の旅行時間）×100	0%	%	32%
2	物流拠点からのアクセス道路の改善により、滞留時間を短縮し、大型車両の利便性の向上を図る			
	滞留長の短縮 （最大滞留長の短縮率）＝100－（2022現在の最大滞留長）／（2018現在の最大滞留長）×100	0%	%	25%
3	福祉のまちづくり事業として、安全かつ快適に利用できる道路の整備を進める			
	築地地区における安全な歩行者空間の確保 （築地地区における名古屋港線の歩道設置率）＝（歩道が設置されている道路の延長）／（築地地区における名古屋港線の延長）	91%	%	100%

備考等	個別施設計画を含む	－	国土強靱化を含む	－	定住自立圏を含む	－	連携中枢都市圏を含む	－	流域水循環計画を含む	－	地域再生計画を含む	－	避難確保計画の策定		避難行動要支援者名簿の提供	

案件番号：　0000476608

A 基幹事業

基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別１	種別２	要素となる事業名（事業箇所）	事業内容（延長・面積等）	市区町村名／港湾・地区名	事業実施期間（年度） H31	R02	R03	R04	R05	全体事業費（百万円）	費用便益比	個別施設計画策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
道路事業	A01-001	道路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	市町村道	新設	（市）敷田大久伝線第４号	道路改良　L=0.4km	名古屋市	■	■	■			785		－
	A01-002	道路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	都道府県道	改築	（県）新田名古屋線	道路改良　L=0.5km	名古屋市	■	■	■			79		－
	A01-003	道路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	市町村道	新設	（市）桶狭間勅使線第９号	道路改良　L=0.3km	名古屋市	■	■	■			459		－
	A01-004	道路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	市町村道	新設	（市）熊野豊明線	道路改良　L=0.39km	名古屋市	■	■	■			200		－
	A01-005	街路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	S街路	改築	名古屋港線	街路築造　L=0.8km	名古屋市	■	■	■	■	■	156		－
	A01-006	街路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	S街路	改築	梅ノ木線（稲永工区）	街路築造　L=0.8km	名古屋市	■	■	■	■	■	242		－
	A01-007	道路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	市町村道	新設	（市）千音寺線ほか１	道路改良　L=1.7km	名古屋市		■	■	■		550		－

案件番号：　0000176608

A 基幹事業

基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別１	種別２	要素となる事業名（事業箇所）	事業内容（延長・面積等）	市区町村名／港湾・地区名	事業実施期間（年度） H31	R02	R03	R04	R05	全体事業費（百万円）	費用便益比	個別施設計画策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
道路事業	A01-008	街路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	S街路	新設	山の手通線	街路築造　L=0.05km	名古屋市			■	■	■	270		－
	A01-009	道路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	都道府県道	改築	（県）春日井長久手線ほか１	道路改良　L=0.2km	名古屋市				■	■	400		－
	A01-010	道路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	国道	改築	（国）１５５号（志段味拡幅）	道路改良　L=1.0km	名古屋市				■	■	150		－
	A01-011	道路	一般	名古屋市	直接	名古屋市	市町村道	改築	（市）中川運河東線	道路改良　L=0.25km	名古屋市				■	■	600		－
											小計						3,891		
											合計						3,891		

案件番号：　0000476608

交付金の執行状況

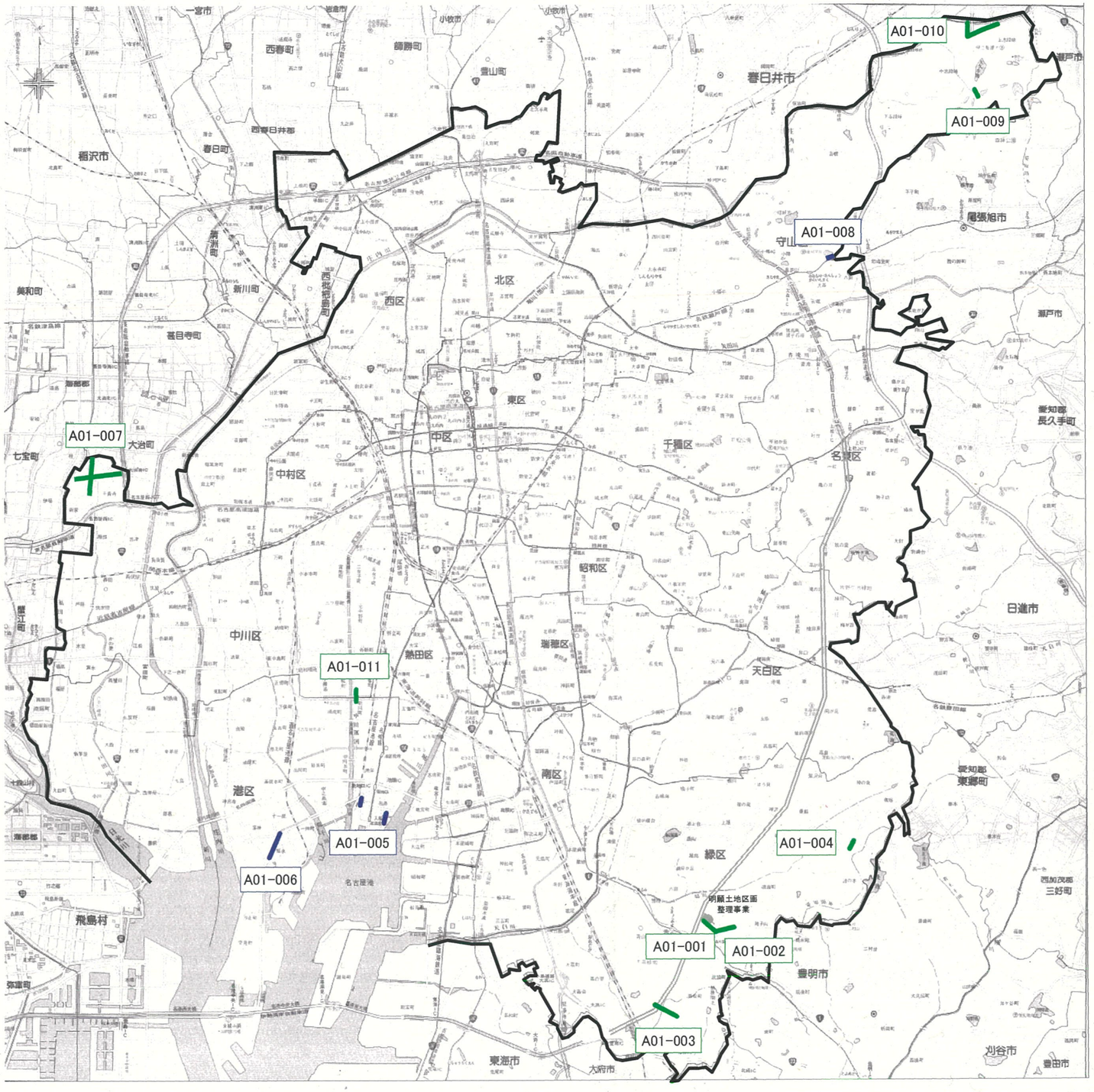
（単位：百万円）

	H31	R02	R03		
配分額（a）	56	149	93		
計画別流用増△減額（b）	0	0	0		
交付額（c=a+b）	56	149	93		
前年度からの繰越額（d）	0	50	149		
支払済額（e）	6	50	211		
翌年度繰越額（f）	50	149	31		
うち未契約繰越額(g)	0	0	0		
不用額（h = c+d-e-f）	0	0	0		
未契約繰越率+不用率（i = (g+h)/(c+d)）%	0	0	0		
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

案件番号： 0000176608

令和６年度　事後評価対象事業位置図

計画の名称	名古屋都市圏の活力を高め広域交流を支える道路ネットワークの整備		
計画の期間	平成３１年度　～　令和５年度　（５年間）	交付団体	名古屋市



1-000	道路事業
1-000	街路事業

評価事業５

＜国土交通省所管公共事業＞
地域居住機能再生推進事業

（住宅都市局）

地域居住機能再生推進事業

1．概　　要

高齢化の著しい大都市周辺部において、子育て世代が住みやすく、高齢者が自立して生活できるようにするため、地方公共団体や地方住宅供給公社、民間事業者等が連携し、居住機能の集約化とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、大規模団地等の地域居住機能を再生する取り組みについて総合的に支援を行う。

2．計画内容

【戸田明正地区】

施　行　者：名古屋市

整 備 地 区：名古屋市中川区戸田明正2丁目、3丁目の各一部
　　１６．７ｈａ

重点整備地区：市営戸田荘（南）
　　９．４ｈａ

総 事 業 費：約１３４億円

補 助 期 間：平成２７年度～令和１２年度

補助対象事業：公営住宅等整備事業（市営戸田荘の建替、団地内道路等の公共施設整備 等）
　　再生促進事業（市営住宅の駐車場整備、移転料）

補　助　率：１／２



【名城東地区】

施　行　者：名古屋市

整 備 地 区：名古屋市千種区、東区の全域及び北区の一部
　　３，７１９．０ｈａ

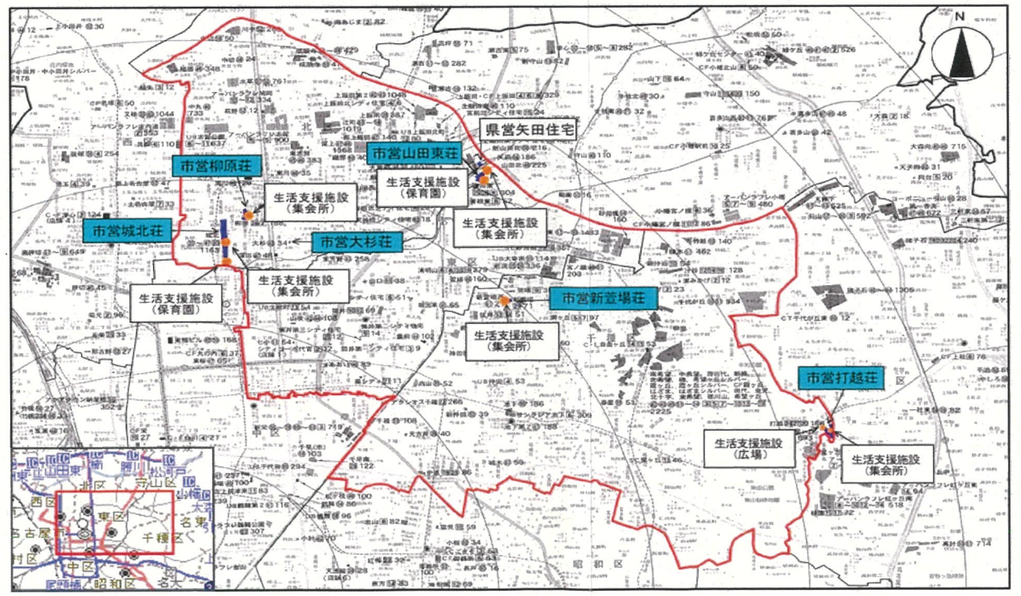
重点整備地区：市営打越荘、市営新萱場荘、市営山田東荘、市営城北荘、市営大杉荘、市営柳原荘
　　１０．４ｈａ

総 事 業 費：約２０３億円

補 助 期 間：平成２７年度～令和１３年度

補助対象事業：公営住宅等整備事業（市営打越荘・市営新萱場荘・市営山田東荘・市営城北荘の建替、市営大杉荘の除却、市営柳原荘の建設、公共施設整備 等）
　　再生促進事業（市営住宅の駐車場整備、移転料）

補　助　率：２／３、１／２、１／３



地域居住機能再生推進事業

3．団地別概要（1／3）

地区名	団地名	団地概要	事業期間・推移	地域居住機能再生推進事業の建替計画	
				従前	従後
戸田明正地区	戸田荘	【所在地】 ・中川区戸田明正三丁目 【概要】 ・昭和44年度、昭和45年度に建設された5階建ての40棟1,615戸からなる大規模な公営住宅である。 ・一部の住棟にはエレベーターが設置されておらず、間取りも狭小で、設備面でも改善が必要であることから建替事業に着手した。 ・うち、南側（1棟～28棟）1,180戸について建替えを実施している。	【事業期間】 ・平成21年度～令和15年度 【推移】 ・平成20年4月1日　募集停止 ・平成21年度～平成23年度　第1工区建設（西1棟・西2棟） ・平成24年度～平成26年度　第2工区建設（西3棟・西4棟） ・平成28年度～平成30年度　第3工区建設（西5棟・西6棟） ・令和元年度～令和4年度　第4工区建設（西7棟・西8棟） ・令和5年度～令和8年度　第5工区建設 ※第3工区から当該補助金を受けて実施している。	【建設年度】 ・昭和44年度（3、6～18棟）、昭和45年度（19～28棟） 【構造】 ・中層5階建24棟 【管理戸数】 ・975戸 	【構造】 ・高層6階建～10階建12棟 【建設戸数】 ・658戸 
名城東地区	打越荘	【所在地】 ・千種区星ヶ丘2丁目 【概要】 ・昭和36年度～昭和39年度に建設された、3階・4階建ての14棟352戸からなる公営住宅である。 ・エレベーターがなく、設備面でも改善が必要なことから、早急な建替えが求められていた。	【事業期間】 ・平成24年度～令和6年度 【推移】 ・平成20年3月1日　募集停止 ・平成24年度～平成26年度　第1工区建設（A棟・B棟） ・平成27年度～平成29年度　第2工区建設（C棟） ・平成30年度～令和2年度　第3工区建設（D棟・E棟） ・令和4年度～令和6年度　第4工区建設（F棟・G棟） ※第4工区のみ当該補助金を受けて実施している。	【建設年度】 ・（他事業で除却済） 【構造】 ・（他事業で除却済） 【管理戸数】 ・0戸 	【構造】 ・中層4階建1棟、中層5階建1棟 【建設戸数】 ・42戸 

地域居住機能再生推進事業

3．団地別概要（2／3）

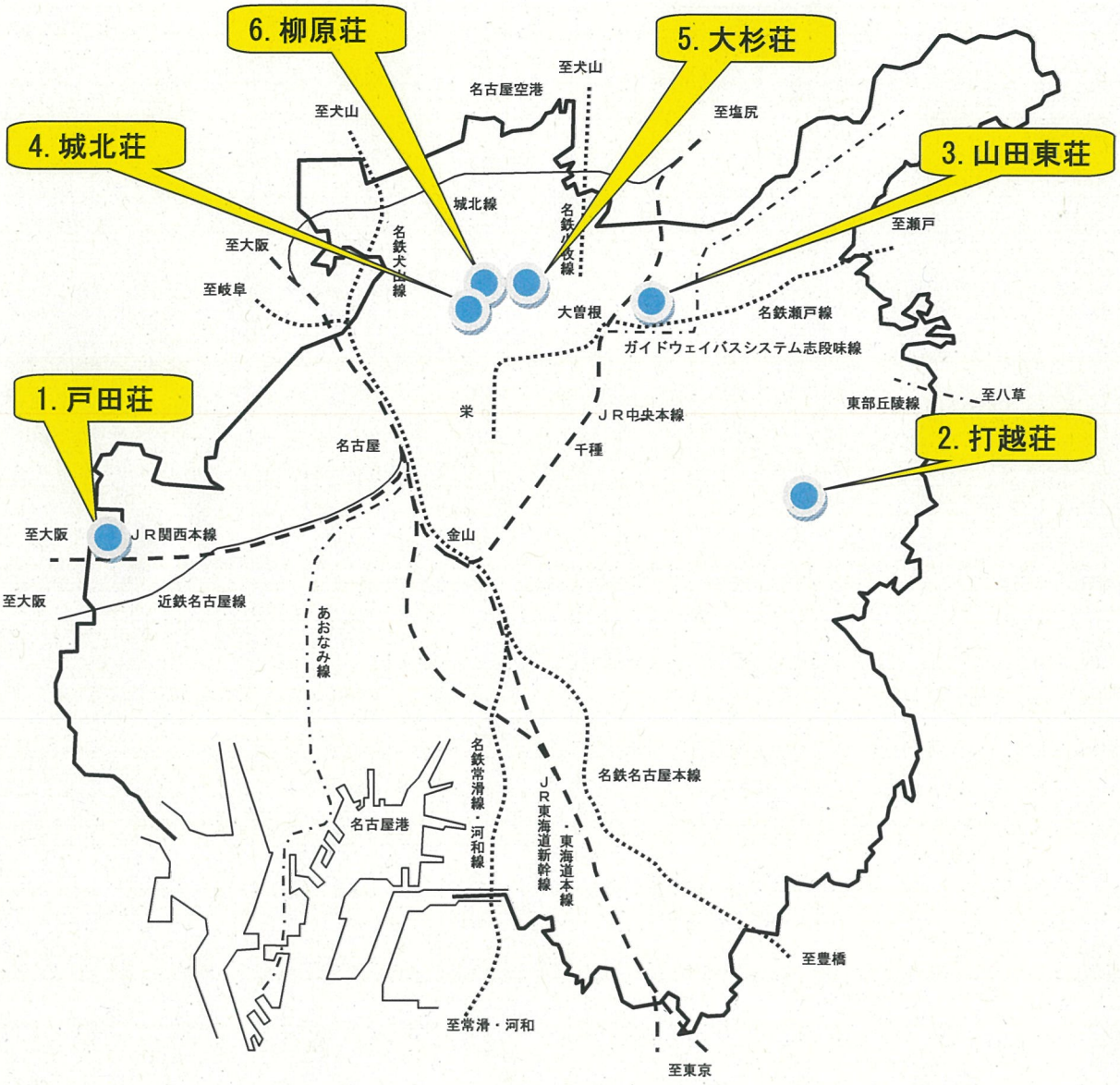
地区名	団地名	団地概要	事業期間・推移	地域居住機能再生推進事業の建替計画	
				従前	従後
名城東地区	山田東荘	【所在地】 ・東区矢田三丁目 【概要】 ・昭和44年度～昭和48年度に建設された5階から10階建ての8棟427戸からなる公営住宅である。 ・建設から40年が経過し、建物、設備の老朽化が進み、また一部の住棟では耐震性にも問題があり、建替えが求められていた。	【事業期間】 ・平成25年度～令和3年度 【推移】 ・平成22年7月1日　募集停止 ・平成25年度～平成27年度　第1工区建設（北1棟・北2棟） ・平成28年度～平成30年度　第2工区建設（南1棟・南2棟） ・令和元年度～~~平成~~3年度　第3工区建設（南3棟・北1棟増築・北2棟増築） ※第2工区から当該補助金を受けて実施した。	【建設年度】 ・昭和44年度（3棟・4棟）、昭和45年度（5棟・6棟）、昭和48年度（7棟・8棟） 【構造】 ・中層5階建3棟 ・高層7階建3棟 【管理戸数】 ・312戸 	【構造】 ・高層6階建～10階建6棟 【建設戸数】 ・230戸 
	城北荘	【所在地】 ・北区名城二丁目、三丁目 【概要】 ・昭和35年度～昭和47年度に建設された4階・5階・7階建ての21棟1,302戸からなる大規模な公営及び改良住宅である。 ・一部の住棟にはエレベーターが設置されておらず、間取りも狭小で、設備面でも改善が必要であることから建替事業に着手した。	【事業期間】 ・平成30年度～令和17年度 【推移】 ・平成16年6月1日　募集停止 ・平成30年度～令和2年度　第1工区建設（A棟・B棟） ・令和3年度～~~平成~~5年度　第2工区建設（C棟） ※第1工区から当該補助金を受けて実施している。	【建設年度】 ・昭和35年度（14棟）、昭和36年度（13棟・15棟）、昭和37年度（11棟・12棟・16棟）、昭和38年度（7棟～10棟）、昭和41年度（5棟・6棟）、昭和42年度（3棟・4棟・17棟）、昭和43年度（2棟・18棟）、昭和44年度（1棟・19棟・20棟）、昭和47年度（21棟） 【構造】 ・中層4階建11棟・中層5階建4棟 ・高層7階建6棟 【管理戸数】 ・1,302戸 	【構造】 ・高層7階建～10階建6棟 【建設戸数】 ・717戸 

地域居住機能再生推進事業

3．団地別概要（3／3）

地区名	団地名	団地概要	事業期間・推移	地域居住機能再生推進事業の建替計画	
				従前	従後
名城東地区	大杉荘	【所在地】 ・北区大杉三丁目 【概要】 ・昭和43年度に建設された5階建ての1棟34戸からなる公営住宅である。 ・建物、設備の老朽化が進み、また、エレベーターも設置されておらず、耐震性にも問題があることから、建替えが求められていた。 ・しかし、敷地が狭小であり、現行法令上の規制等により建替効率が低いため、市営柳原荘に集約し、当該住宅を用途廃止することとした。	【事業期間】 ・令和5年度・令和6年度 【推移】 ・平成28年12月1日　募集停止 ・令和5年度・令和6年度　除却	【建設年度】 ・昭和43年度 【構造】 ・中層5階建1棟 【管理戸数】 ・34戸 	【構造】 ・（除却） 【建設戸数】 ・0戸 取りこわし 工事中
	柳原荘	【所在地】 ・北区柳原三丁目 【概要】 ・建替困難団地の事業促進のための移転先住宅建設用地として取得した土地に建設した。 ・第1期（152戸）は、市営城北荘及び市営小林荘の建替等による移転先として活用した。 ・第2期（３６戸）は、市営大杉荘等の希望本移転先として活用した。	【事業期間】 ・平成26年度～令和4年度 【推移】 ・平成25年7月31日　土地売買契約 ・平成26年度～平成28年度　第1期建設（1棟・2棟） ・令和2年度・令和3年度　第2期建設（3棟） ※第2期のみ当該補助金を受けて実施した。	【建設年度】 ・（従前住宅なし） 【構造】 ・（従前住宅なし） 【管理戸数】 ・0戸 	【構造】 ・高層9階建1棟 【建設戸数】 ・36戸 

令和６年度　評価対象事業位置図



評価事業６

＜国土交通省所管公共事業＞

堀川事業間連携河川事業

（緑政土木局）

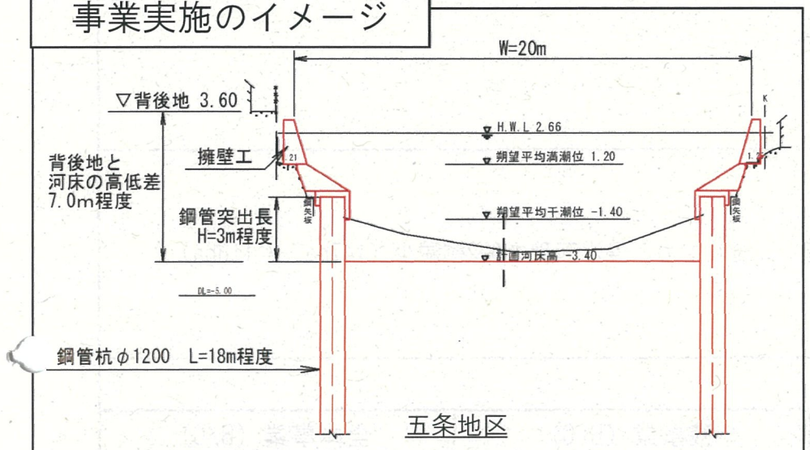
事業間連携河川事業 【庄内川水系堀川】

通番-2

堀川は本市中心市街地を流下する河川であり、流域の市街化率は97%に達している都市河川である。現在10年確率降雨に対応した河川整備を実施しているところであるが、未整備区間においては近年の頻発する集中豪雨により、河川の流下能力不足に起因し内水氾濫が多発している状況にあり、平成20年8月豪雨においても床上浸水156戸、床下浸水1,479戸の浸水被害が発生している。このため河川事業を推進し計画降雨に対する治水安全度を確保するとともに、下水道事業と連携した対策により東海豪雨級の超過降雨に対しても床上浸水の解消を図る。

事業概要	
事業場所	一級河川　堀川 （瓶屋橋～巾下橋　L＝5,000m）
事業内容	・掘削工　V=30,000m3 ・護岸工　L=2,300m ・橋梁補強　一式 ・物件補償　一式　など

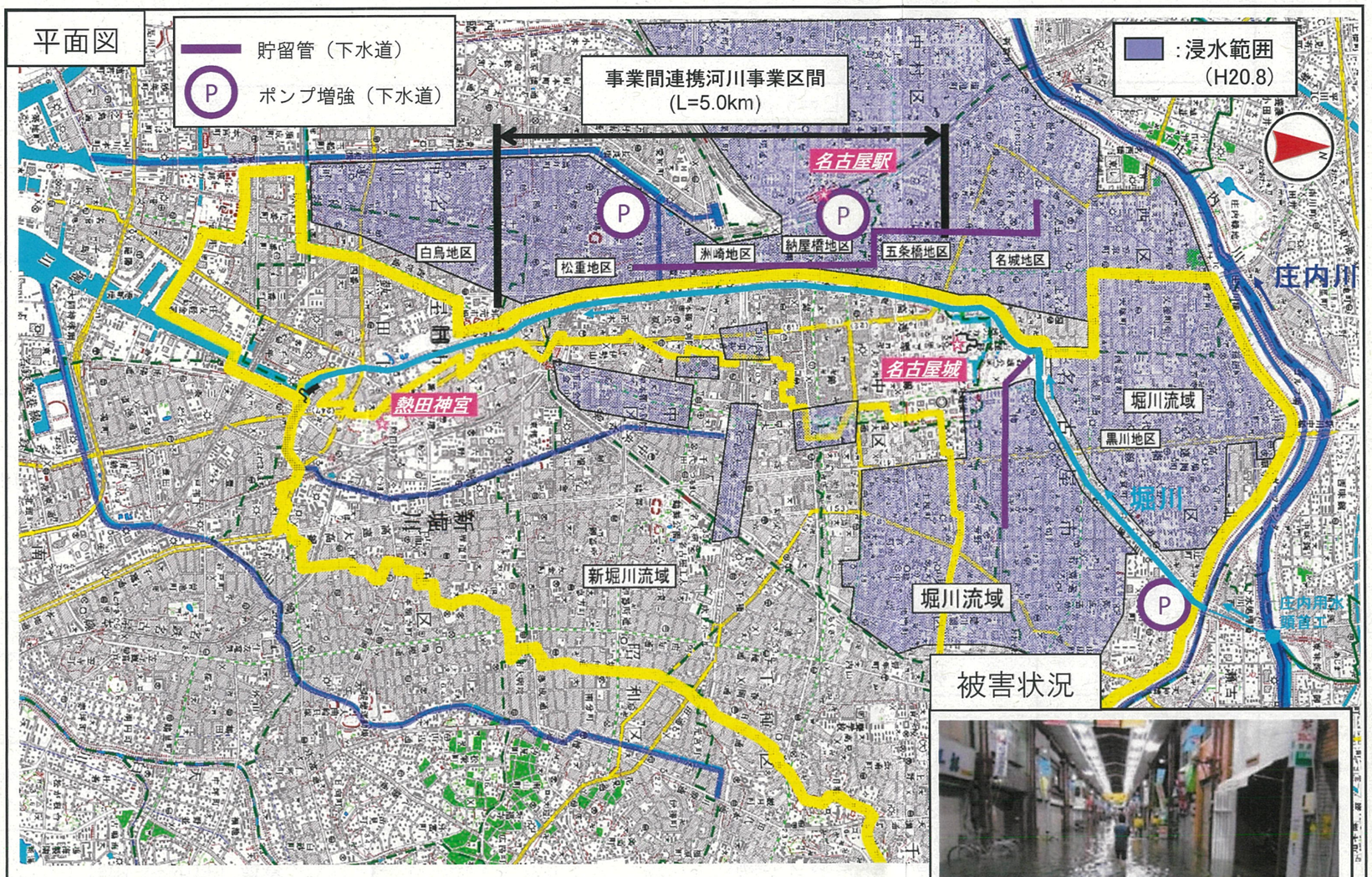
事業実施のイメージ



護岸改修状況



平面図



被害状況



事業間連携河川事業　事業計画（箇所別調書）

事業者：名古屋市

採択事業名	事業間連携河川事業	水系名	一級河川庄内川水系（いっきゅうかせんしょうないがわすいけい）	河川名	堀川（ほりかわ）	都道府県名	愛知県	市町村名	名古屋市（なごやし）
テーマ	人命危機エリア氾濫対策 / 洪水調節機能強化対策/内水被害対策/津波高潮対策/土砂洪水氾濫対策/　※該当するテーマを○囲い								

目的・必要性等

堀川は本市中心市街地を流下する河川であり、流域の市街化率は９７％に達している都市河川である。現在10年確率降雨に対応した河川整備を実施しているところであるが、未整備区間においては近年の頻発する集中豪雨により、河川の流下能力不足に起因し内水氾濫が多発している状況にあり、平成２０年８月豪雨においても床上浸水156戸、床下浸水1,479戸の浸水被害が発生している。このため河川事業を推進し計画降雨に対する治水安全度を確保するとともに、下水道事業と連携した対策により東海豪雨級の超過降雨に対しても床上浸水の解消を図る。

主な内容

位置（区間）	瓶屋橋～巾下橋　L＝5,000m	事業期間	2019年～2023年

・掘削工　　V=30,000m3
・護岸工　　L=2,300m
・橋梁補強　　一式
・物件補償　一式　　など

採択要件

過去概ね10年間（H20～H29）の述べ浸水被害戸数　2,544戸
区以内の要配慮者利用施設、官公庁等の重要施設：区役所、警察署、消防署、救急指定病院　等

事業効果

下水道事業と連携して河川整備を実施することにより、流域の浸水被害を軽減することができる。

東海豪雨相当の降雨（計画規模超過降雨）に対しても、浸水面積を約2割減少（147ha → 118ha）

想定被害

氾濫面積（ha）		492	費用対効果（億円）		
			B	C	B/C
浸水戸数（戸）	床上	-			
	床下	1091	629	288	2.2

計画諸元

	現況	整備計画	事業目標
計画目標（m3/s）	50	63	63
計画規模	1/5	1/10	1/10
整備計画策定年月日		平成22年10月	

関連事業

（関連事業との整合について記述）
100mm/h安心プランに基づき、下水道事業と連携して実施

事業評価における感度分析

	残事業（B/C）	全体事業（B/C）
残事業費（+10%～-10%）	2.01～2.39	2.01～2.39
残工期（+10%～-10%）	2.24～2.14	2.24～2.14
資産（+10%～-10%）	2.40～1.97	2.40～1.97

・水系名、河川名、市町村名には、ふりがなを記入。

・残事業費、残工期、資産を個別に±10%変動させた費用便益比を算定した感度分析結果を記述。

事業間連携河川事業　事業計画（工種別内訳）

事業者：名古屋市

河川名：堀川　　地区名：堀川地区

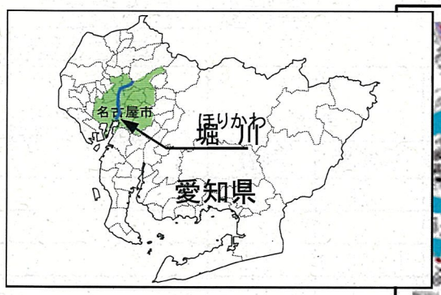
（単位:百万円）

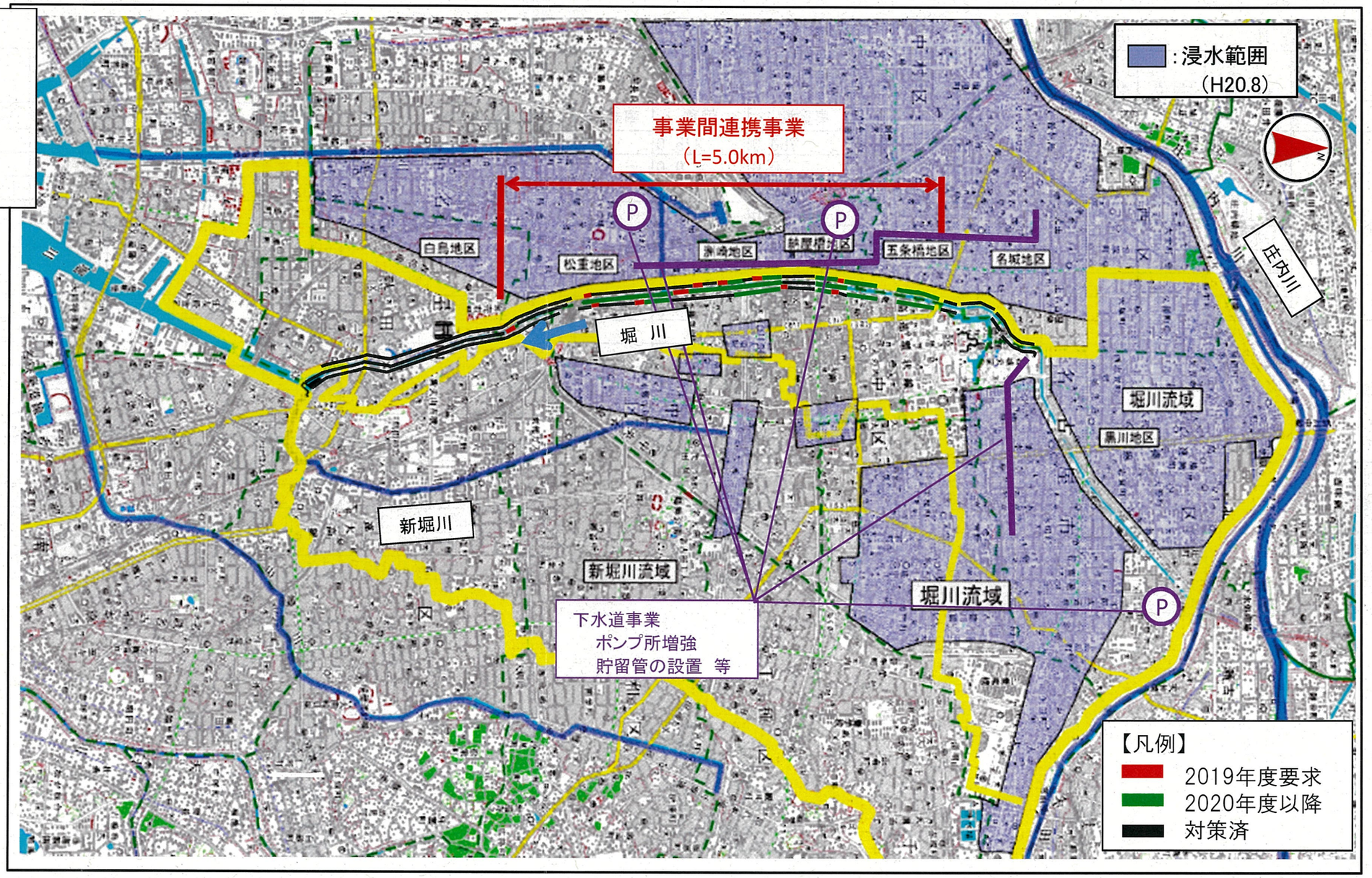
工　種	種　別	単位	数量	単価		（変更）全体事業計画		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		特記事項（国債の有無等）
						事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	
本工事費	掘削	m3	30000	0.025	百万円/m3	750.0	375.0	150.0	75.0	150.0	75.0	150.0	75.0	150.0	75.0	150.0	75.0	
	築堤	m3・m			百万円/m	0.0	0.0											
	護岸	m2・m	2,300	4	百万円/m	9,810.0	4,905.0	1,870.0	935.0	2,480.0	1,240.0	1,920.0	960.0	1,920.0	960.0	1,620.0	810.0	
	床止め	基			百万円/基	0.0	0.0											
	水門	箇所			百万円/箇所	0.0	0.0											
	排水機場	箇所			百万円/箇所	0.0	0.0											
	その他																	
	小計					10,560.0	5,280.0	2,020.0	1,010.0	2,630.0	1,315.0	2,070.0	1,035.0	2,070.0	1,035.0	1,770.0	885.0	
附帯工	鉄道橋	橋			百万円/橋													
	道路橋	橋			百万円/橋													
	用水施設	箇所			百万円/箇所													
	排水施設	箇所			百万円/箇所													
	その他																	
	小計					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
用地費		ha			百万円/ha	0.0	0.0											
補償費		戸			百万円/戸	0.0	0.0											
直接費計			1			10,560.0	5,280.0	2,020.0	1,010.0	2,630.0	1,315.0	2,070.0	1,035.0	2,070.0	1,035.0	1,770.0	885.0	
間接費・事務費		式	1			154.0	77.0	30.0	15.0	34.0	17.0	30.0	15.0	30.0	15.0	30.0	15.0	
合計		式	1			10,714.0	5,357.0	2,050.0	1,025.0	2,664.0	1,332.0	2,100.0	1,050.0	2,100.0	1,050.0	1,800.0	900.0	

※今後大きく変動のある恐れのある費用については、青色で記入のこと。
※各年度の事業費、国費は実施計画額と整合を図ること。

事業間連携河川事業　事業計画（全体計画概要図）

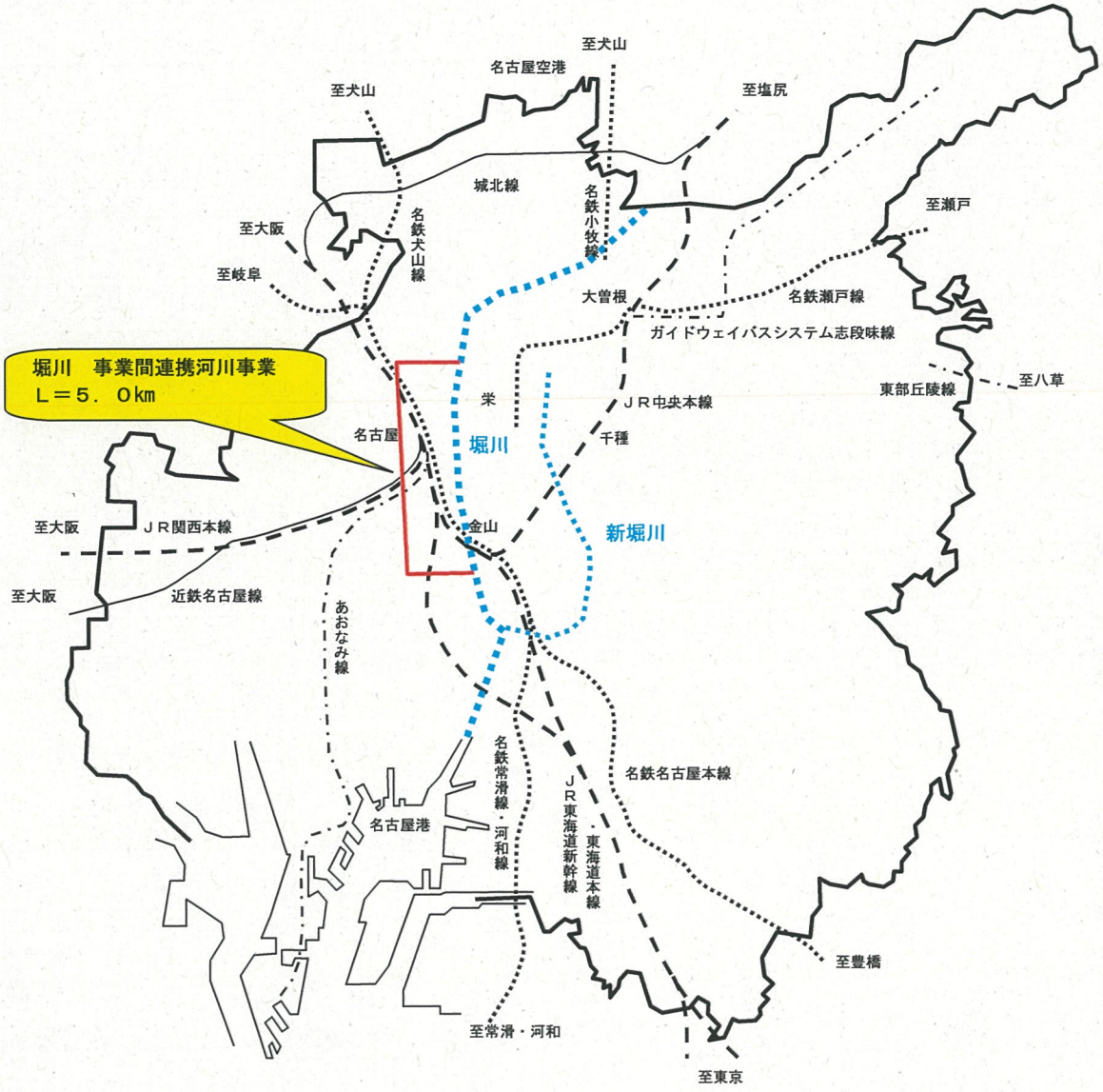
事業者：名古屋市





【事業区分】
事業連携：100mm/h安心プランに基づく治水整備
交付金：リニア関連護岸整備

令和６年度　評価対象事業位置図



令和6年度 名古屋市公共事業評価監視委員懇談会 対象事業

社会資本整備総合交付金事業　各事業に関する問合せ先

番号	計画名	所属・所属長	担当		電話及びFAX
			補職	氏名	
1	名古屋都市圏の活力を高め広域交流を支える道路ネットワークの整備	緑政土木局道路建設課 課長　岩本　隆裕	技師	遠山　将也	TEL：972-2863 FAX：972-4168

都市再生整備計画関連事業　各事業に関する問合せ先

番号	計画名	所属・所属長	担当		電話及びFAX
			補職	氏名	
1	中村地区都市再生整備計画 （都市構造再編集中支援事業）	スポーツ市民局区政課 担当課長　石井　卓也	課長補佐	星　博之	TEL：972-3037 FAX：972-4458
2	栄・伏見・大須地区（第2期）都市再生整備計画（まちなかウォーカブル推進事業）	住宅都市局都心まちづくり課 担当課長　山岡　真澄	課長補佐	石黒　博己 眞田　健助	TEL：972-2778 FAX：972-4171
3	中川運河にぎわいゾーン地区都市再生整備計画（まちなかウォーカブル推進事業）	住宅都市局名港開発振興課 課長　林　俊樹	課長補佐	伊藤　太一	TEL：972-2785 FAX：972-4161

国土交通省所管公共事業　各事業に関する問合せ先

番号	計画名	所属・所属長	担当		電話及びFAX
			補職	氏名	
1	地域居住機能再生推進事業	住宅都市局住宅整備課 課長　下村　明可	課長補佐	山岸　篤司	TEL：972-2910 FAX：972-4172
2	堀川事業間連携河川事業	緑政土木局河川工務課 課長　藤岡　丈夫	課長補佐	岩倉　進悟	TEL：972-2896 FAX：972-4165